

とちぎ市 男女共同参画プラン

第3期計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

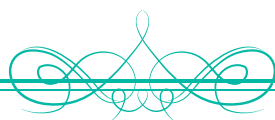
令和5(2023)年3月
栃木市

このプランは

【**栃木市職業生活における女性活躍推進計画**】並びに

【**栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画**】

について、一体的に策定しています。



栃木市男女共同参画都市宣言

“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市をめざしている本市は、世代や性別にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し、豊かで生き生きと活躍できるまちづくりを行うために、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは、女と男がその個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方を尊重するまちをつくります
- 1 わたしたちは、女と男が家庭、学校、職場、地域などのあらゆる分野で、平等に参画し、協働するまちをつくります
- 1 わたしたちは、女と男が地域で共に支え合い、協力し合って、すべての人が安心安全に暮らすことができるまちをつくります

平成27年11月27日 栃木県栃木市

はじめに

現在、我が国では、急速な少子高齢化や人口減少が進むとともに、ライフスタイルの多様化などにより、社会環境が大きく変化しています。更には、新型コロナウイルス感染症の拡大が、私達の生活・経済・社会活動などに大きな影響を与えています。

このような状況におきましては、誰もが生き生きと暮らし、豊かで活力ある社会をつくるために、男女が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現がますます重要となります。

本市では、平成 25（2013）年に「とちぎ市男女共同参画プラン」を策定し、関連施策の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識が依然として根強いことや、公的部門での政策・方針決定過程などへの女性の参画率が低いこと、また配偶者等からの暴力の問題など、解決しなければならない様々な課題が残されています。

平成 27（2015）年 9 月に開催された国連サミットでは「持続可能な社会・経済・環境」を目指す世界共通の開発目標として SDGs が採択され、その中の目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」は、SDGs 全てのゴール実現に必要な不可欠なものであるとされています。

令和 5（2023）年 5 月には、世界経済など様々な地球規模課題について、G7 広島サミットで議論されます。また本県において、男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開かれ、世界規模で女性の活躍について議論されることとなります。こうした機会を契機ととらえ男女共同参画が前進することを願っています。

こうした社会情勢やこれまでの本市の取組の成果及び課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、「とちぎ市男女共同参画プラン第 3 期計画」を策定しました。

今後も、男女共同参画社会の実現に向けた取組がさらに広がるよう、市民・事業者・団体・関係機関の皆様との連携のもと、取り組んでまいりたいと思います。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました「栃木市男女共同参画審議会」の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただくなど、様々な形で貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

栃木市長 大川 秀子



～ 目 次 ～

第1章 計画の趣旨

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	1
3	計画の期間	2

第2章 社会的背景と栃木市の現状

1	社会的背景	3
2	栃木市の現状	6
3	栃木市総合計画等に関する市民アンケート調査結果 ～男女共同参画に関する結果のみ抜粋～	13
	企業における男女共同参画に関するアンケート調査結果	21
4	第2期計画における目標値の進捗状況	27

第3章 計画の基本的な考え方

1	栃木市の将来像と基本理念	28
2	基本目標と施策の方向性	29
3	計画の体系図	30

第4章 施策の展開

基本目標1	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	31
施策の方向1	男女共同参画社会への理解促進	31
施策の方向2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	34
基本目標2	あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり	37
施策の方向1	地域・社会における男女共同参画の推進	37
施策の方向2	働く場における男女共同参画の推進	
	【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】	40
施策の方向3	ワーク・ライフ・バランスの推進	
	【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】	43

基本目標3 安心して生き生きと暮らすことができる社会づくり	45
施策の方向1 人生100年時代のための健康や生きがいの推進	45
施策の方向2 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護 【栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画】	47
施策の方向3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	51

第5章 計画の推進

1 総合的な推進体制の充実	53
2 とちぎ市男女共同参画プラン（第3期計画）の推進	54
3 目標指標の設定	55

資料編

1 栃木市男女共同参画推進条例	57
2 栃木市男女共同参画審議会規則	60
3 男女共同参画社会基本法	62
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	67
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	78
6 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	88

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市では、平成23（2011）年3月に、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、「栃木市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づく行動計画として、平成25（2013）年3月に「誰もが生き生きと暮らし、豊かで活力ある男女共同参画社会」を目指して、「とちぎ市男女共同参画プラン」を策定、平成30（2018）年3月に、第2期計画を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な取組をしています。また、第2期計画から、「職業生活における女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」についても、一体的に策定しています。

今回、同プランの計画期間満了にともない、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの第3期計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に規定する栃木市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画基本計画）です。

また、「栃木市男女共同参画推進条例」第8条に基づき『誰もが生き生きと暮らし豊かで活力ある男女共同参画社会』を目指し行動計画を策定するものであり、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」及び市の最上位計画である「栃木市総合計画」や市の各分野別計画との整合性に配慮します。

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として「栃木市職業生活における女性活躍推進計画」を一体的に策定し、働く場における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援など、職業生活における女性の活躍を推進します。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として「栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を一体的に策定し、配偶者等からの暴力等の防止や被害者への自立に向けた支援などの体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画の期間とします。この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)
第2期計画									
					第3期計画				

第2章 社会的背景と栃木市の現状

1 社会的背景

(1) 国際的な動き

平成7(1995)年に「第4回世界女性会議(北京会議)」が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成27(2015)年には、「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施して、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」などが採択されました。

また、同年、国連で開催された「持続可能な開発サミット」で、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標として、SDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。2030年という達成期限を設け、17の目標と169のターゲットが示され、目標5としてジェンダー平等の実現を掲げています。

ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 国内の動き

平成30(2018)年には、政治の分野における男女共同参画を目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。また、同年には、長時間労働の是正と多

様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元（2019）年5月には、女性の職業生活における活躍を更に推進するため、「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公開義務の対象が拡大されました。

令和2（2020）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会 の4つを提示し、男女共同参画社会の形成を図っています。

（3）栃木県の動き

栃木県では、平成13（2001）年に、「とちぎ男女共同参画プラン」、平成18（2006）年に、「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」を策定、令和3（2021）年2月に、「男女共同参画社会の実現～男女が共に輝くとちぎづくり～」の目標の達成に向けて、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」を策定しました。

また、同年3月には、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）」を策定しました。

また、平成28（2016）年には、企業、団体、市町等のあらゆる機関が連携して働き方改革や女性の活躍を推進し、職場・家庭・地域などのあらゆる場面で女性が活躍しやすい環境の整備に取り組む「とちぎ女性活躍応援団」が設立されました。

平成29（2017）年3月には、「DV防止計画」の第2次改定版が目標年次を迎えたことから、それまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」第3次改定を策定しました。

(4) 栃木市の動き

平成23(2011)年3月に、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、市や市民、事業者及び教育関係者が一体となって男女共同参画の推進に取り組む法的整備を図るため「栃木市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成25(2013)年3月には、条例に基づく行動計画として「栃木市男女共同参画基本計画(とちぎ市男女共同参画プラン)」を策定しました。

そして、平成27(2015)年11月には、市民と行政が一体となった男女共同参画社会づくりに取り組む気運を醸成し、男女共同参画について広く市民の理解を深めるとともに、本市の積極的な取組の姿勢を市内外に発信するため、「栃木市男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成28(2016)年9月には、市の政策・方針決定の場への女性の参画を促進し、全庁的に各種審議会等へ女性の積極的な登用を進めるため「栃木市審議会等委員への女性登用推進要綱」を制定しました。

平成30(2018)年3月に策定した「とちぎ市男女共同参画プラン(第2期計画)」では、「職業生活における女性活躍推進計画」さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」について、一体的に策定いたしました。

これまでの取組の見直しや新たな課題を把握し、「女性活躍推進法」や「DV防止法」などの取組を踏まえ、令和5(2023)年3月に策定される「第2次栃木市総合計画」と整合性を図りながら、「とちぎ市男女共同参画プラン(第3期計画)」を策定するものです。

2 栃木市の現状

(1) 人口の推移

【人口の推移】

本市の人口は、平成2（1990）年の174,717人をピークに減少に転じ、令和2（2020）年には155,549人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成30（2018）年に公表した推計によると、本市の人口は今後減少傾向が続き、令和32（2050）年には107,559人まで減少すると予測されています。

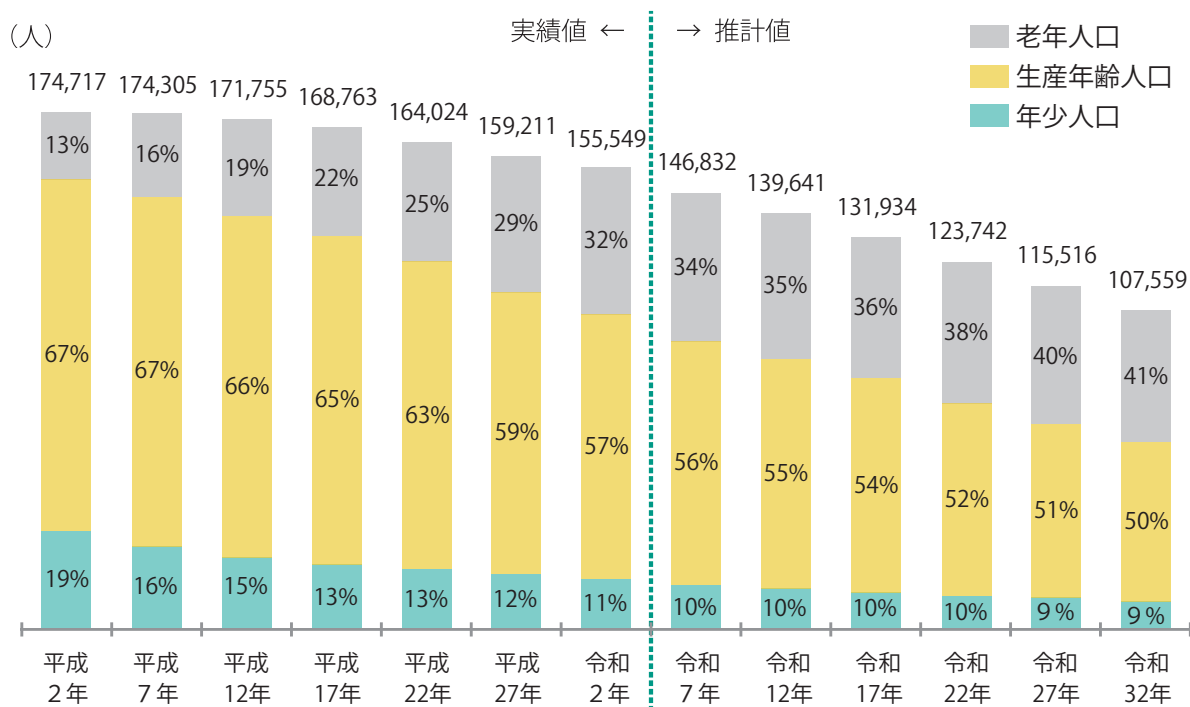
【年齢3区分別人口の推移】

本市の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成2（1990）年をピークに減少に転じています。

一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、人口に占める割合が、平成7（1995）年には16%となり高齢社会¹に、平成17（2005）年には22%となり超高齢社会²に突入しました。

今後の予測では、老年人口は横ばいになるものの、生産年齢人口と年少人口（0～14歳）の減少が進むと予測されることから、令和32（2050）年には高齢化率が41%となり、1.3人で1人の高齢者を支える社会になるとされています。

＜人口・年齢3区分別人口の推移と推計＞



出典：[実績値] 国勢調査、[推計値] 国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

※ 構成比については、端数処理を行っているため、合計が100にならない場合があります。

- 1 高齢社会 65歳以上の高齢者の割合が人口の14%を超えた社会のこと。
- 2 超高齢社会 65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会のこと。

【流入・流出口】

本市における流入・流出口（通勤・通学の動向）をみると、本市への流入人口が流出人口を下回る状況となっています。

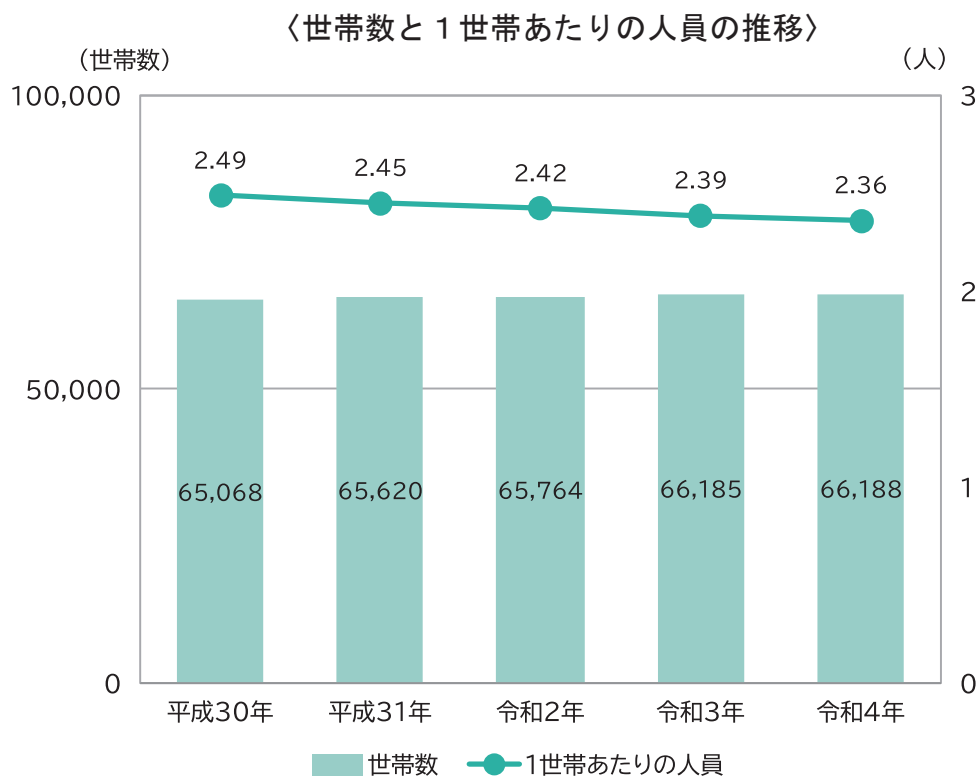
流入・流出人口が多いのは、いずれも小山市・県外・佐野市となっています。



資料：国勢調査

(2) 世帯の推移

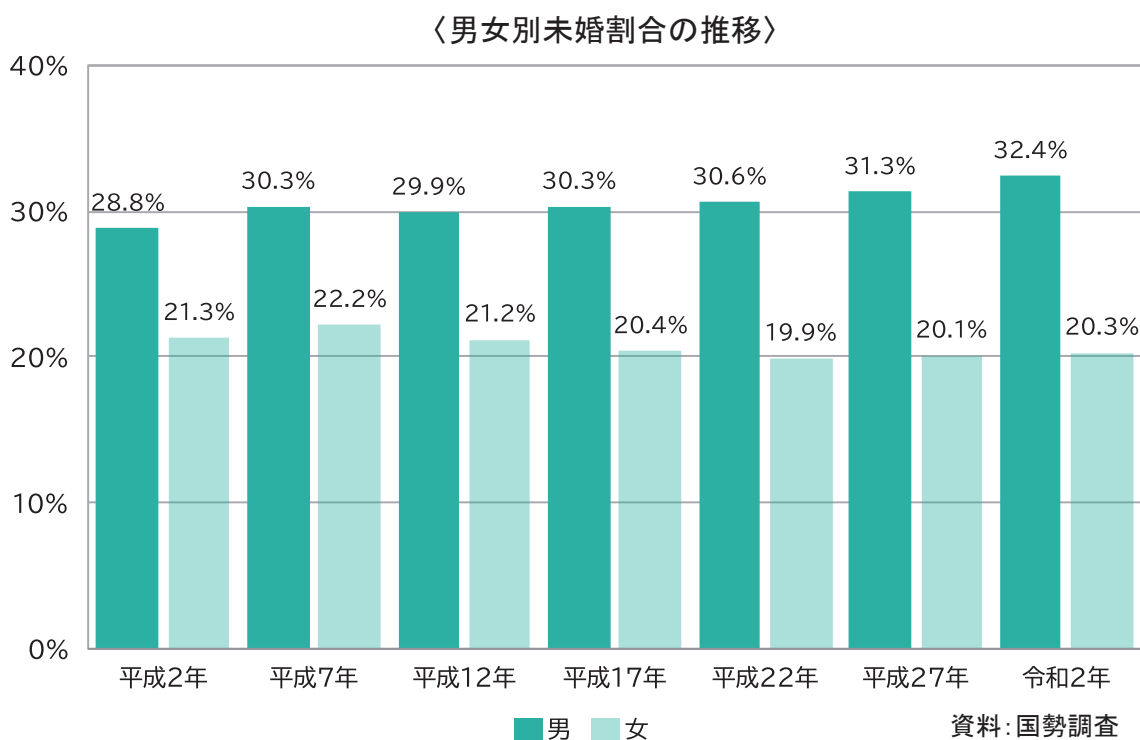
本市の世帯数をみると、令和4年4月1日現在 66,188 世帯となっています。
また、世帯数は増加傾向にあります、1世帯あたりの人員は減少しています。



資料：住民基本台帳（外国人登録含む 各年4月1日現在）

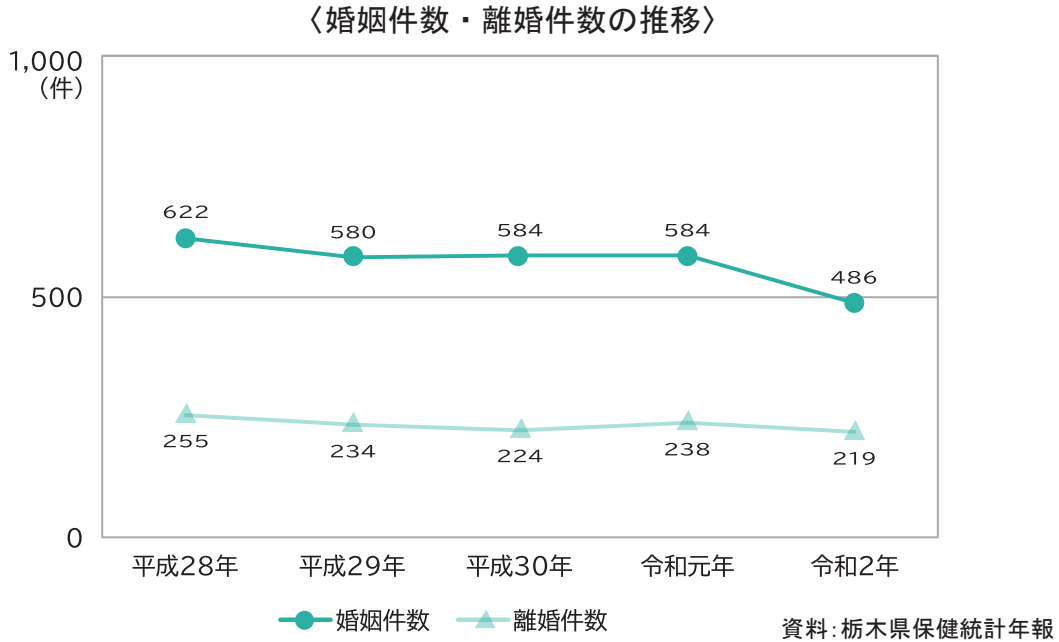
(3) 未婚率の推移

本市の未婚率では、男性が微増傾向にあります、女性はほぼ横ばいとなっています。



(4) 婚姻件数・離婚件数の推移

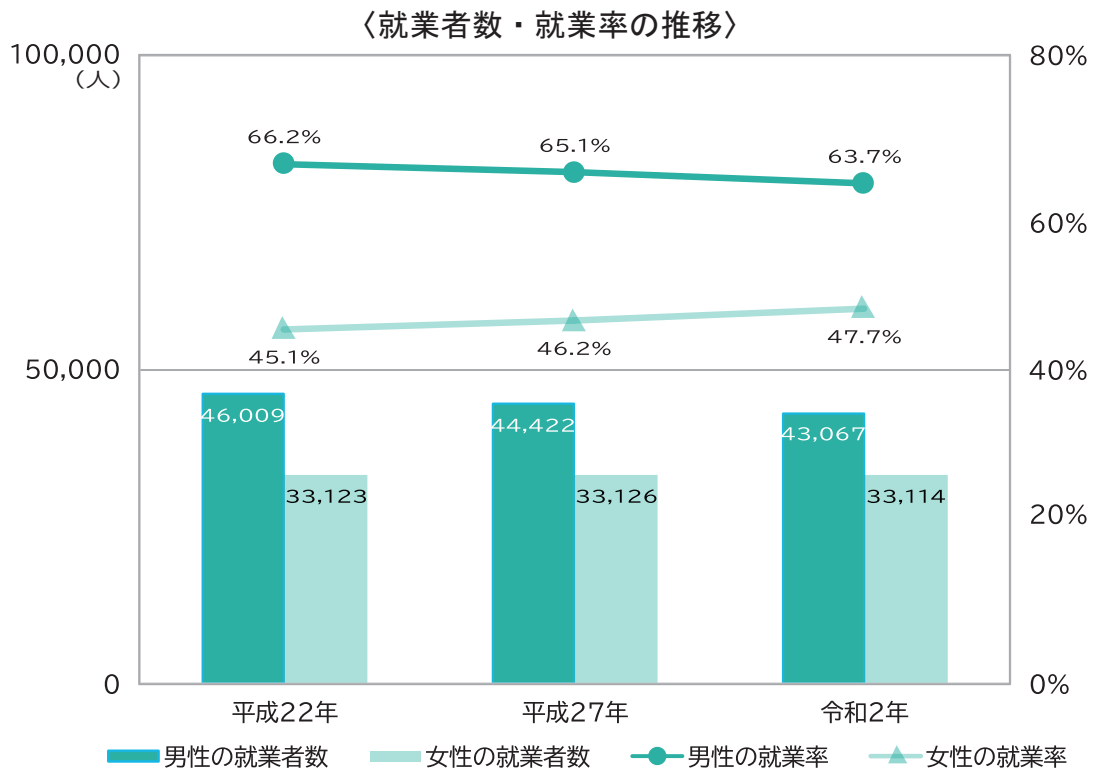
本市の婚姻件数は、年々減少しており、令和2年では486件となっています。
また、離婚件数はほぼ横ばいとなっており、令和2年では219件となっています。



(5) 就業率等の状況

本市の就業者数の推移は、男性、女性ともに減少しています。
また、就業率の推移は、男性が減少傾向に、女性は微増傾向にあります。

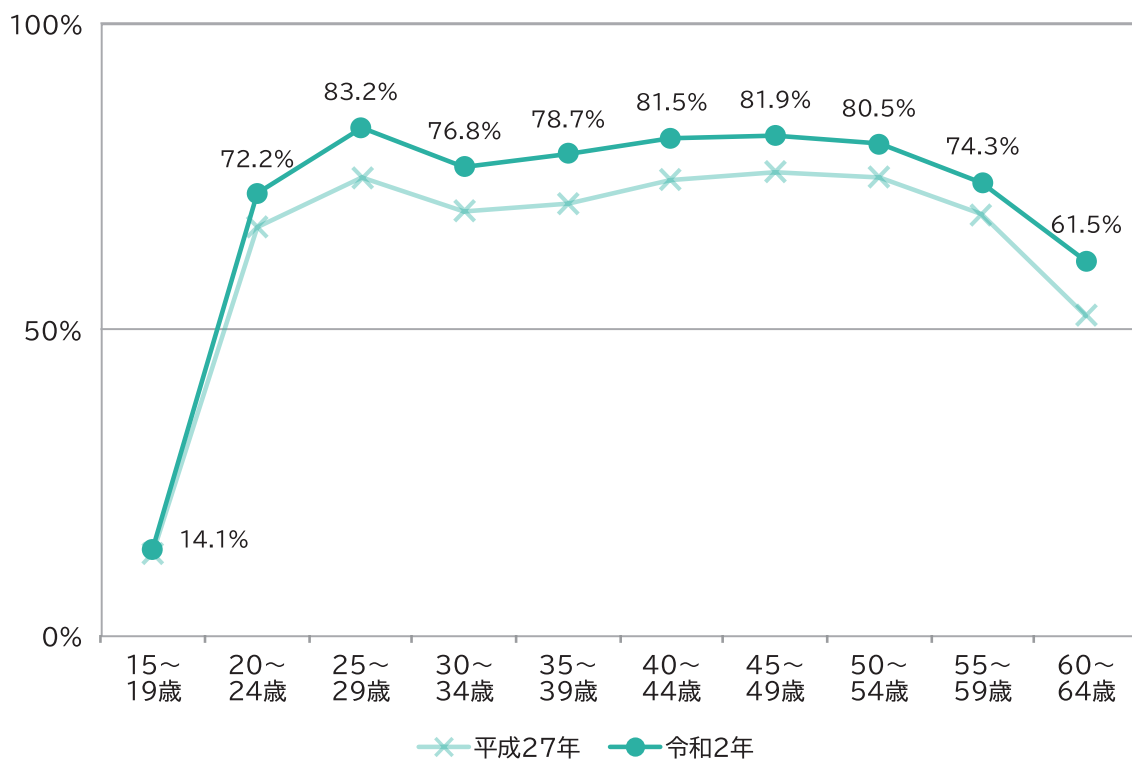
※ 就業率 15歳以上の人口における就業者の割合



本市の女性の年齢別労働力率は、30歳代前半で、労働力率が一旦低下し、その後上昇する傾向がみられます。30歳代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その割合は、以前と比べて少なくなっています。

※労働力率・・・15歳から64歳までの生産年齢人口に対する労働力人口（就業者数+完全失業者数）の割合。

〈女性の労働力率の推移〉



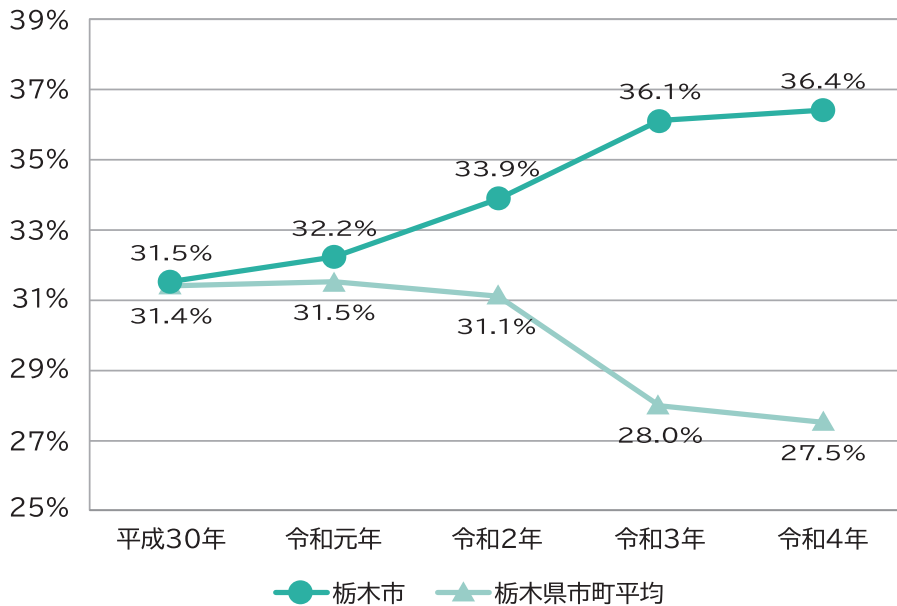
資料：国勢調査

(6) 審議会等委員への女性の登用状況

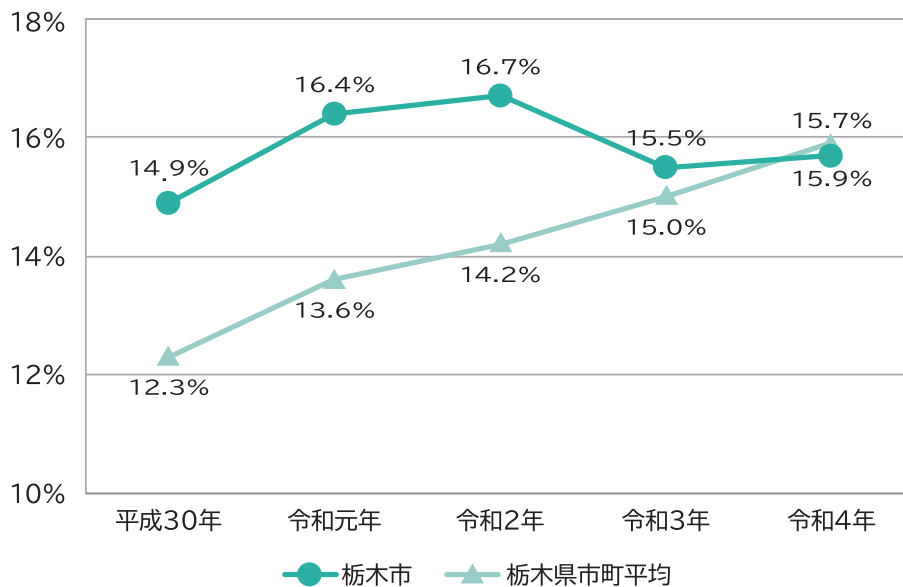
本市の審議会等の女性の登用状況をみると、目標値35%に対し、令和3（2021）年度で36.1%となっています。また、5年間を通して栃木県市町平均より高い水準となっています。

市職員管理職への女性の登用率は、年度により変動はありますが、栃木県市町平均と同等の水準を保っています。

〈審議会等委員への女性の登用率の推移（栃木県市町平均比較）〉



〈市町職員管理職への女性の登用率（消防・上下水道を除く）の推移（栃木県市町平均比較）〉



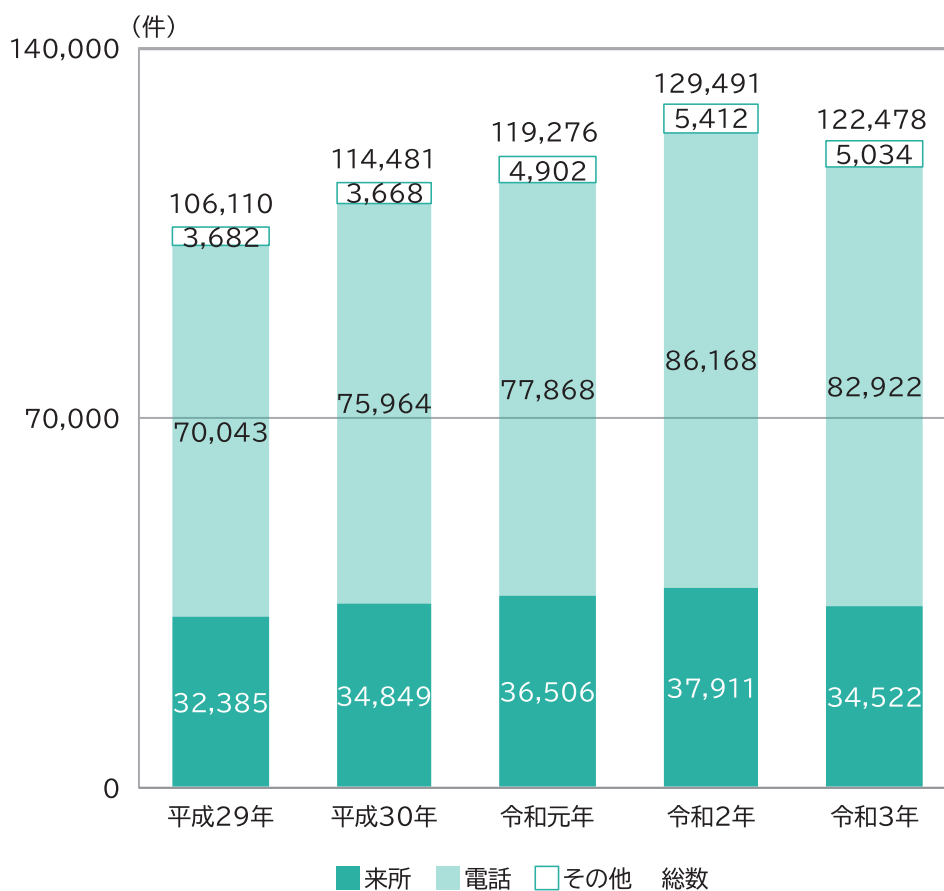
資料：地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年度4月1日現在）

(7) 女性相談及び配偶者等からの暴力の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は増加しており、令和2年度に過去最高となりました。この背景には、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等が要因として考えられ、令和3年度も高い水準を維持しています。

また、市におけるDV相談延件数も増加しており、令和3年度は761件で、平成29年度と比較すると、約2.7倍となっています。

〈全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移〉



資料：内閣府

〈市におけるDV相談（母子・父子自立支援員兼婦人相談員の相談指導）延件数〉

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
DV相談件数（件）	281	409	384	467	761

資料：子育て支援課

3 栃木市総合計画等に関する市民アンケート調査結果

～男女共同参画に関する結果のみ抜粋～（問3から問26は省略）

市民アンケート調査

- ①調査期間 : 令和3年8月27日 調査票の発送～9月13日 回答締切
- ②調査地区 : 栃木市内全域
- ③調査対象者 : ア 住所要件令和3年5月末日現在で調査地区に居住する者
 : イ 令和3年5月末日現在で満16歳以上の者
- ④抽出方法 : 無作為抽出（住民基本台帳より抽出）
- ⑤抽出数 : 8,000人
- ⑥実施方法 : 郵送による送付、回答は郵送によるほかQRコードを利用しパソコン・スマートフォン等でも可能

配布数及び回収結果

区分	調査		
	市民アンケート調査		
配布数	8,000件		
回収数	調査票	パソコン・スマートフォン	合計
	2,123件	448件	2,576件
回収率	26.5%	5.6%	32.2%

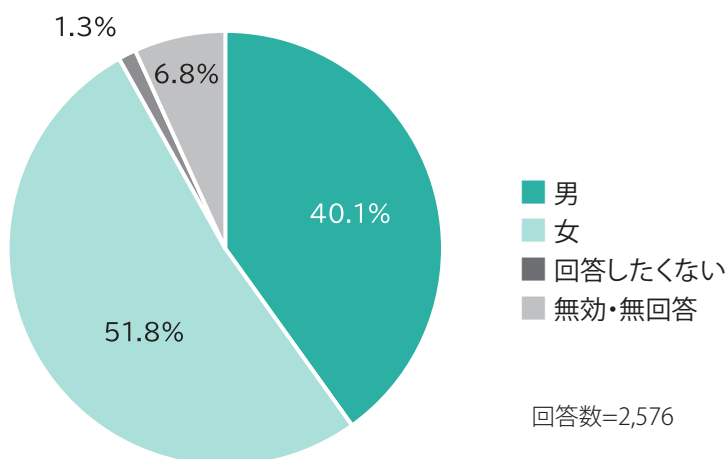
市民アンケート調査の結果

[あなたご自身のことについて]

問1 あなたの性別は

●性別についてみると、「女性」が51.8%、「男性」が40.1%となっています。

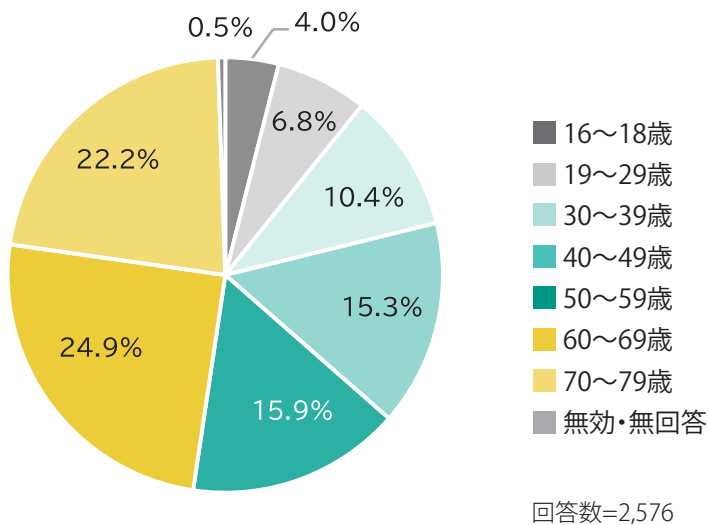
図表 性別



問2 あなたの年齢は

●年齢についてみると、「60～69歳」が24.9%と最も多く、次いで「70歳以上」が22.2%となっています。

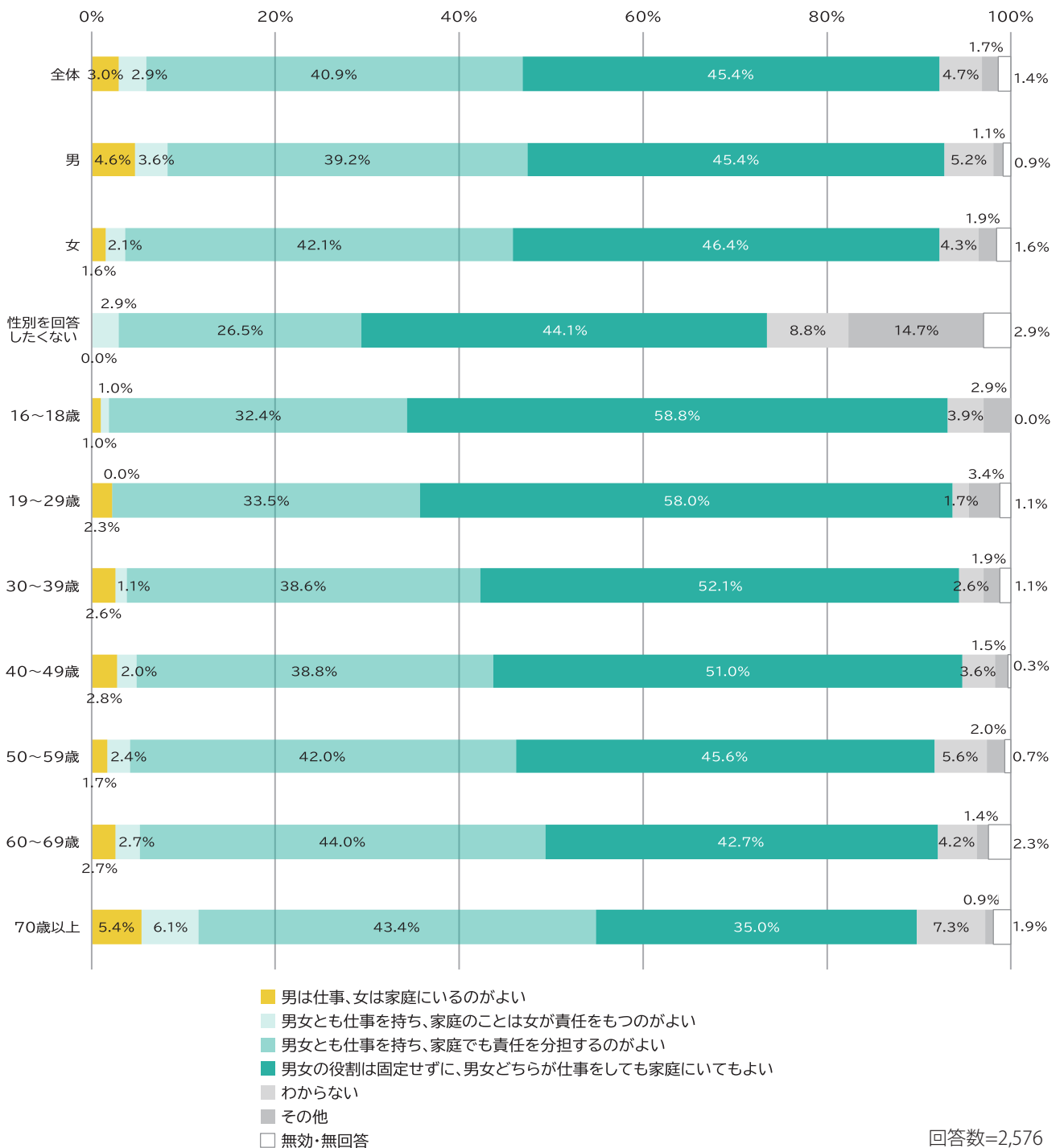
図表 年齢



問27 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。 いずれか1つを選んでください。

●「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うかをみると、「男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしていても家庭にいてもよい」が45.4%と最も多く、次いで「男女とも仕事を持ち、家庭でも責任を分担するのがよい」が40.9%となっています。

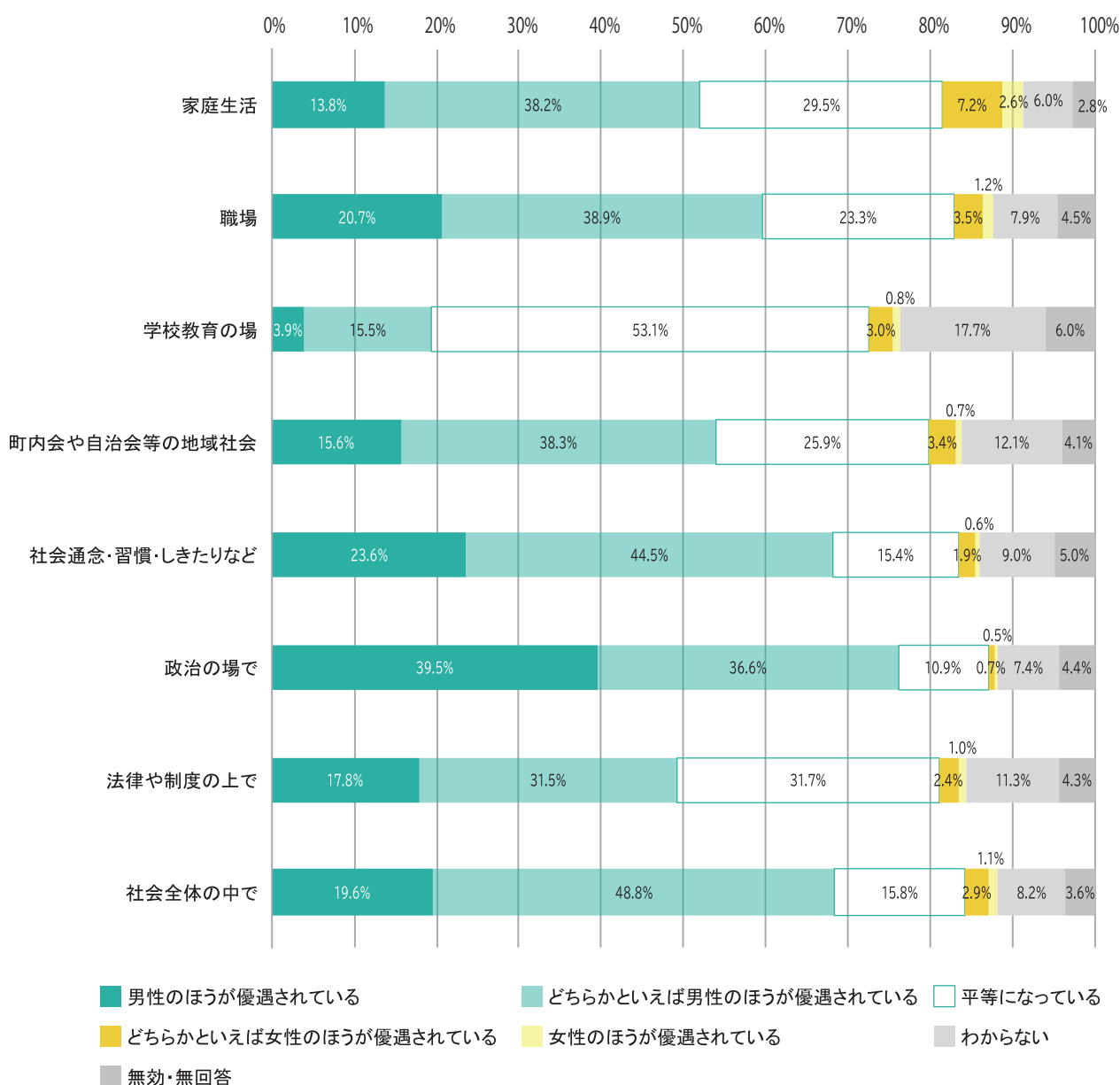
図表 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか



問28 あなたは、現在、男女の地位は、どの程度平等になっていると思いますか。
 次の項目について、あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

●男女の地位はどの程度平等になっているかについて、「男性のほうが優遇されている」「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」を合わせてみると、「政治の場で」が7割を超え、「社会全体の中で」「社会通念・習慣・しきたりなど」が7割に近づいている一方、「学校教育の場」においては「平等になっている」が5割を超えています。

図表 男女の地位はどの程度平等になっているか

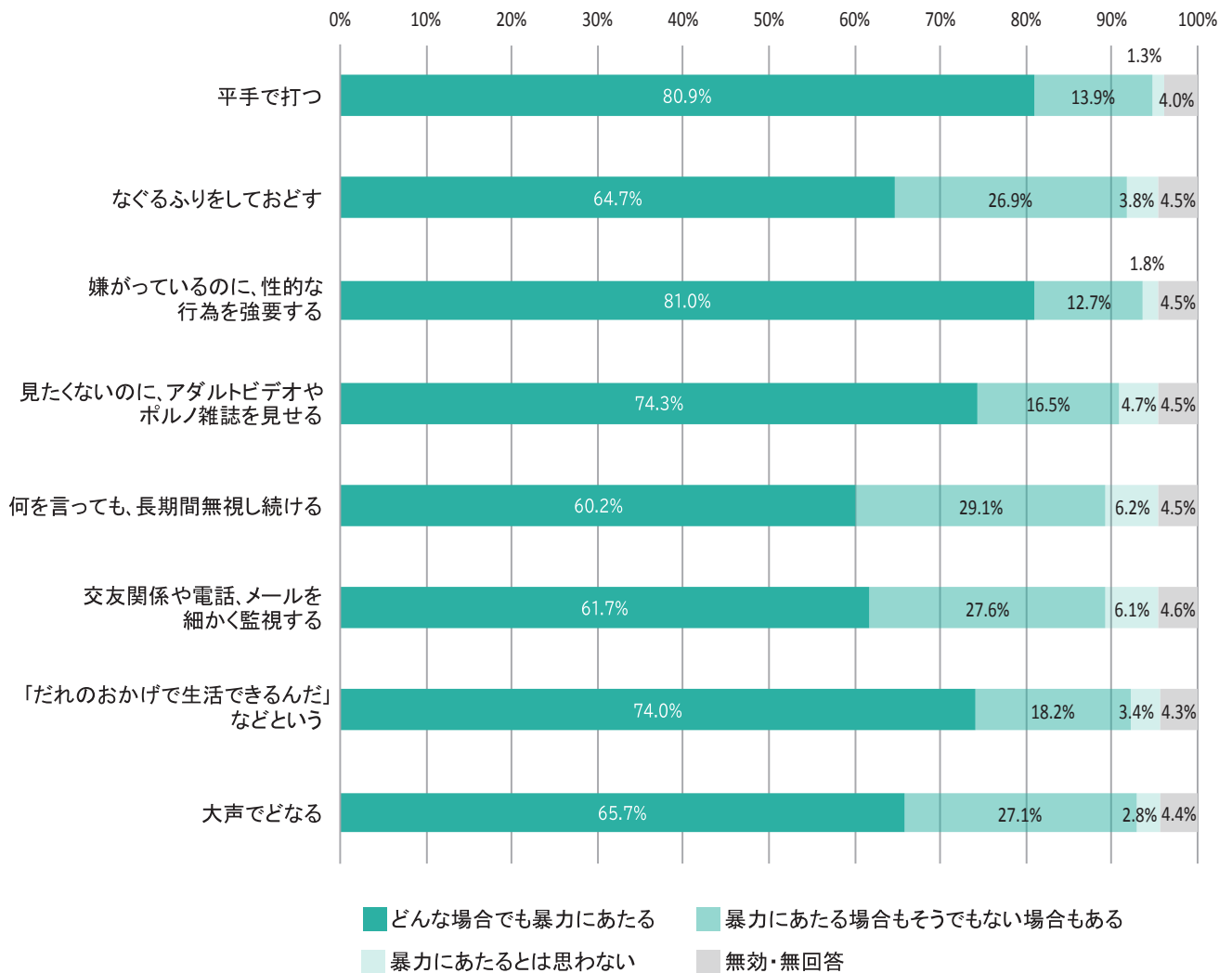


回答数=2,576

問29 あなたは、次のようなことが夫婦の間で行われた場合、それをどのように感じますか。
あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

●夫婦の間で行われた場合にどう感じるか、「どんな場合でも暴力にあたる」についてみると、「嫌がっているのに、性的な行為を強要する」が81.0%と最も多く、次いで「平手で打つ」が80.9%、「見たくないのに、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せる」が74.3%となっています。

図表 夫婦の間で行われた場合にどう感じるかについて

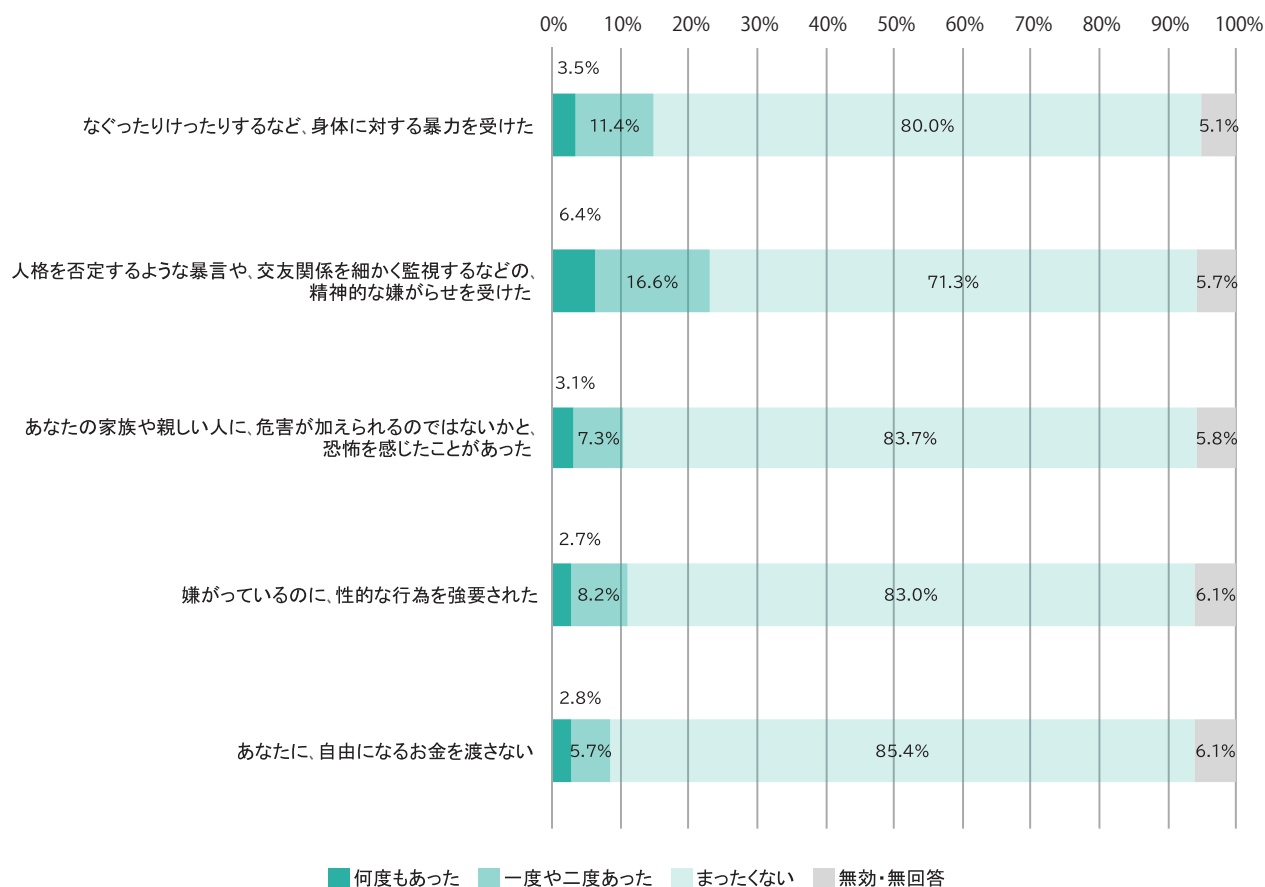


回答数=2,576

問30 あなたは、これまでに夫や妻、恋人から、次のような暴力を受けたことがありますか。

●夫や妻、恋人からの暴力について、「何度もあった」「一度や二度あった」を合わせてみると、「人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの、精神的な嫌がらせを受けた」が23.0%、「なぐったりけったりするなど、身体に対する暴力を受けた」が14.9%となっています。

図表 夫や妻、恋人からの暴力

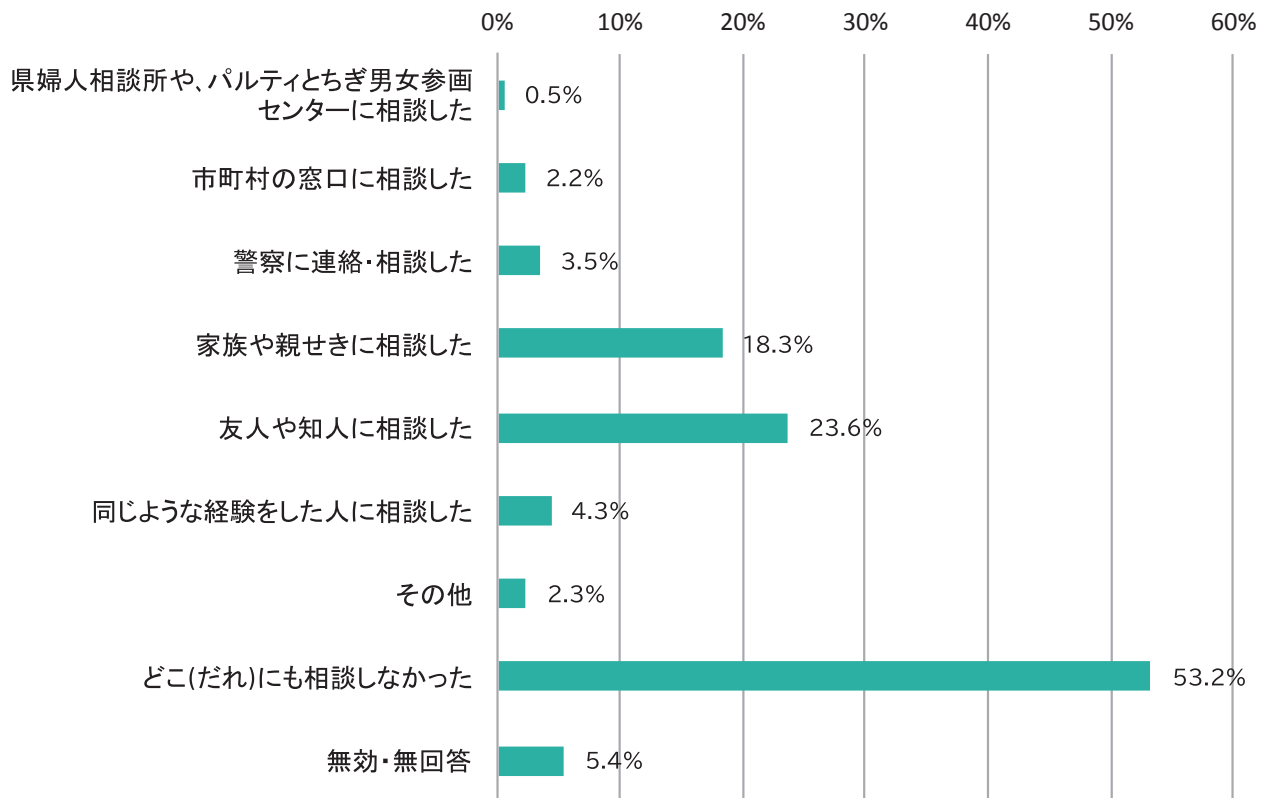


回答数=2,576

問3 1 問30で、「何度もあった」または「一度や二度あった」と回答した方にお聞きします。
 あなたは、自分が受けた暴力行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる項目すべてを選んでください。

●自分が受けた暴力行為について、だれかに打ち明けたり相談したりしたかについてみると、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が53.2%と最も多く、次いで「友人や知人に相談した」が23.6%、「家族や親せきに相談した」が18.3%となっています。

図表 自分が受けた暴力行為について、だれかに打ち明けたり相談したりしたか

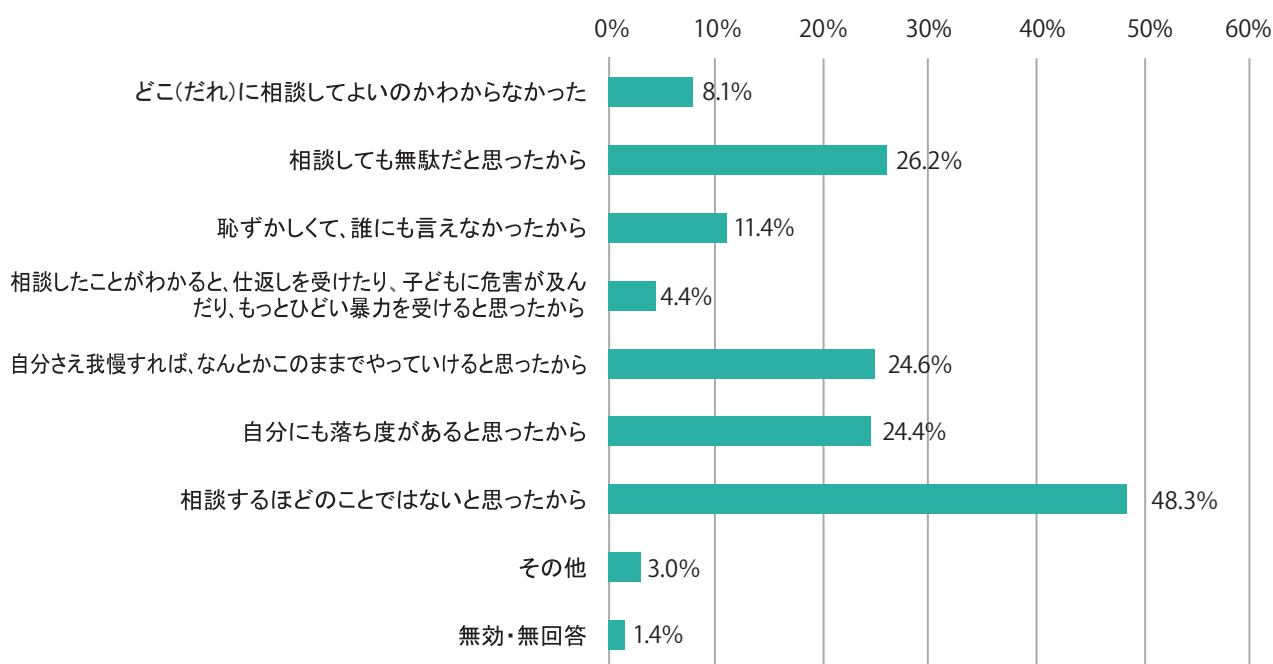


回答数=810

問3 2 問3 1で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した方にお聞きします。どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる項目2つを選んでください。

●どこ(だれ)にも相談しなかった理由についてみると、「相談するほどのことではないと思ったから」が48.3%と最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」が26.2%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままでやっていけると思ったから」が24.6%、「自分にも落ち度があると思ったから」が24.4%となっています。

図表 どこ(だれ)にも相談しなかった理由



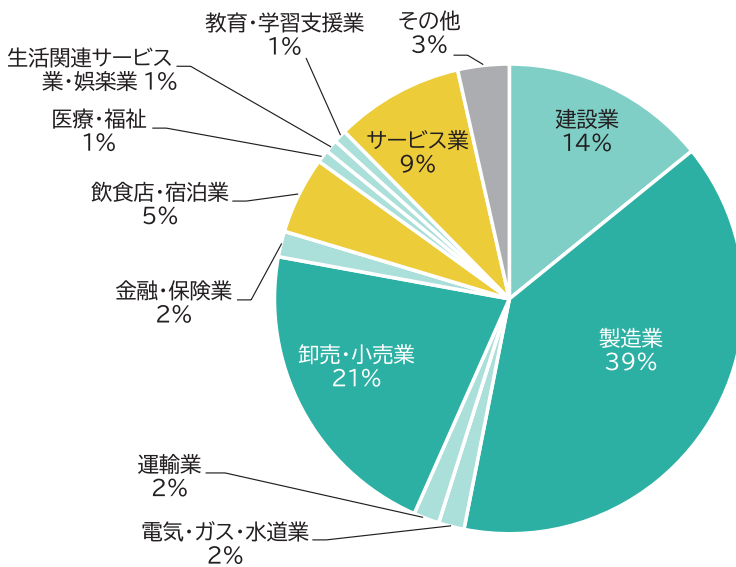
回答数=431

企業における男女共同参画に関するアンケート調査結果

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスについての意識・実態調査を実施することで、本市における推進状況を観測し、「栃木市職業生活における女性活躍推進」を策定する基礎資料とします。

- (1) アンケート受付期間: 令和3年11月22日～令和3年12月24日
- (2) アンケート実施方法: 郵送による回答またはオンライン回答
- (3) アンケート対象者: 栃木市内事業所(無作為抽出)
- (4) アンケート送付件数: 300件
- (5) アンケート回答件数: 113件 (回答率37.7%)

1 アンケート回答業種について



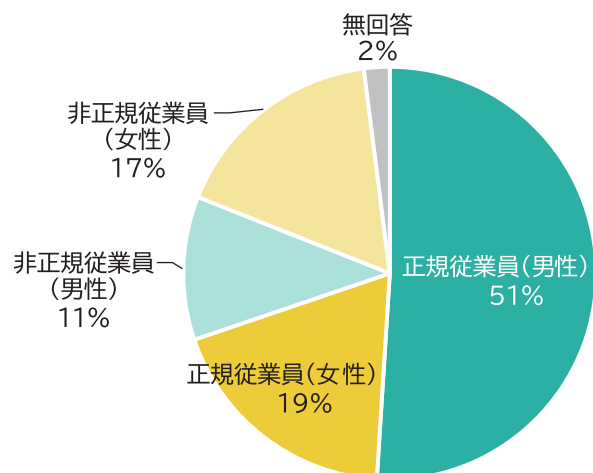
回答業種は、「製造業(39%)」をはじめ、「卸売・小売業(21%)」、「建設業(14%)」が多く、「サービス業(9%)」、「飲食店・宿泊業(5%)」が続く結果となっています。

2 常用従業員数の男女比について

回答事業所における常用従業員数の男女比は、男性62%、女性36%となっています。

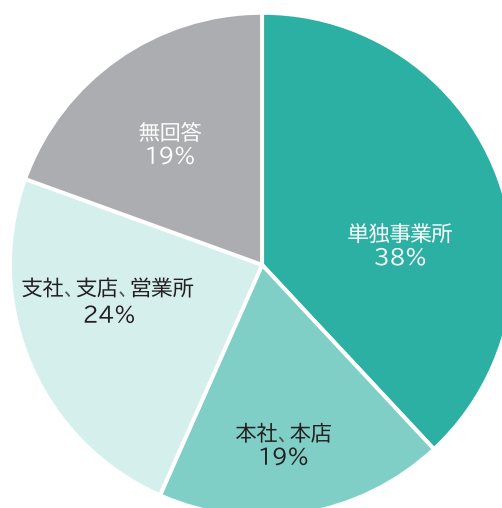
その中で、正規従業員と非正規従業員の割合は次のとおりとなっています。

- (男性) 正規従業員51%
- 非正規従業員11%
- (女性) 正規従業員19%
- 非正規従業員17%

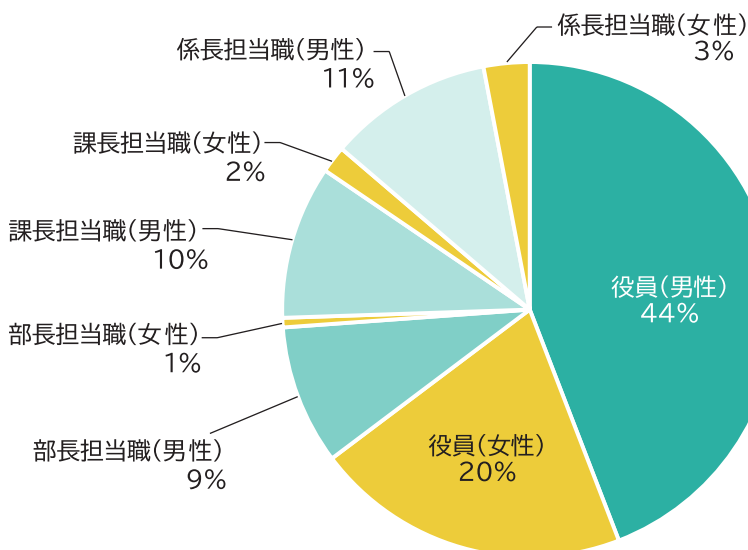


3 事業所の形態について

回答事業所の形態は、「単独事業所」が38%、「本社、本店（ほかに支社・支店・営業所・工場などがある）」が19%、「支社、支店、営業所（ほかに本社・本店などがある）」が24%となっています。



4 管理職の割合について

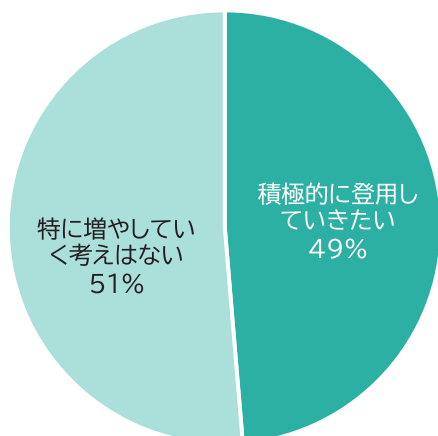


回答事業所において、管理職の男女の割合は次のとおりとなっています。

「役員」は男性が44%、女性が20%を占めており、「部長担当職」になると男性が9%、女性が1%となっています。

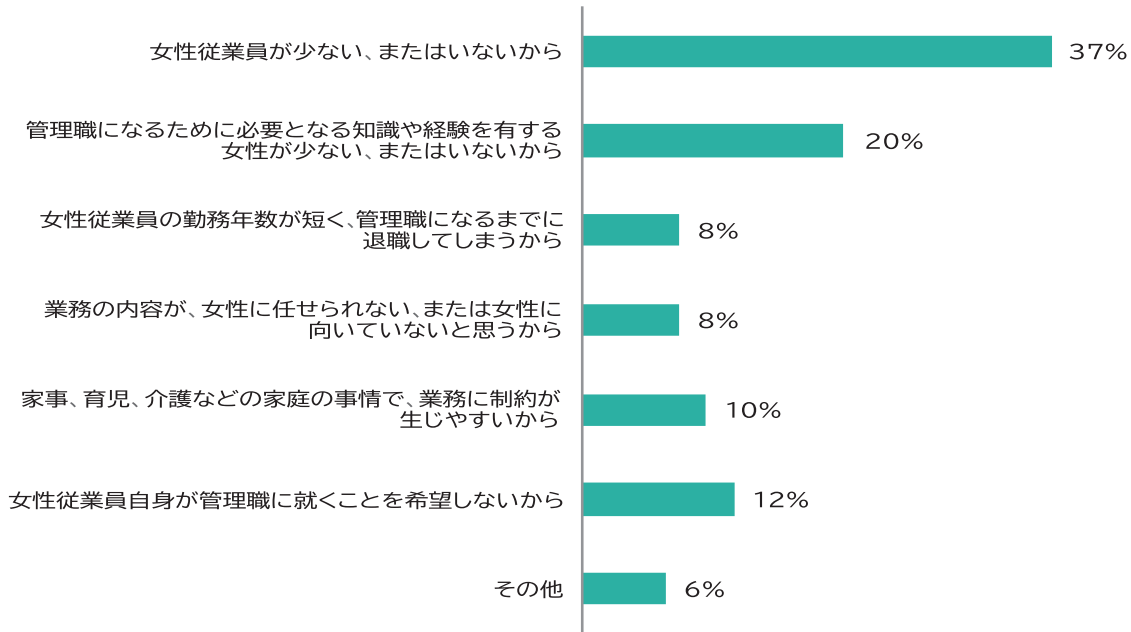
「課長担当職」では男性が10%、女性が2%となっています。

5 管理職への積極的な女性の登用について



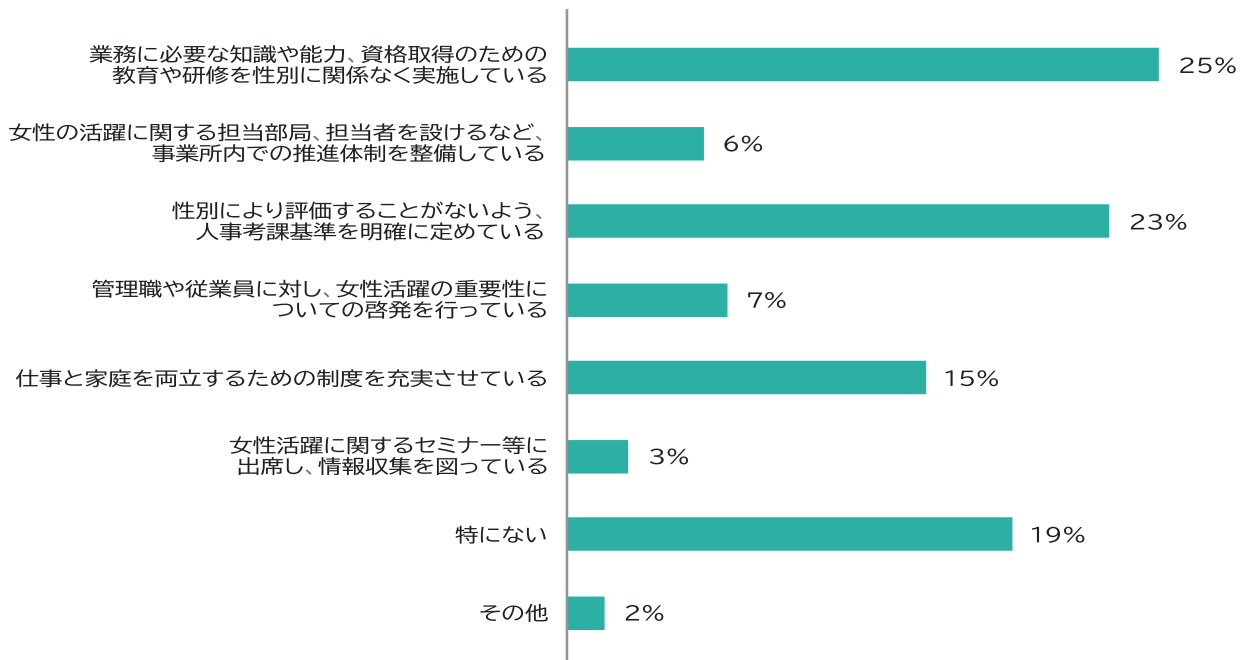
今後、管理職の登用にあって女性を積極的に登用しようと考えているかについては、「積極的に登用していきたい」が49%、「特に増やしていく考えはない」が51%となっています。

6 管理職への積極的な女性の登用を「特に増やしていく考えはない」理由について



「管理職の登用にあって女性を積極的に登用しようと考えているか」について、事業所が特に増やしていく考えはない」と回答した理由として「女性従業員数が少ない、またはいないから」、「管理職になるために必要となる知識や経験を有する女性が少ない、またはいないから」が全体の5割を占めています。

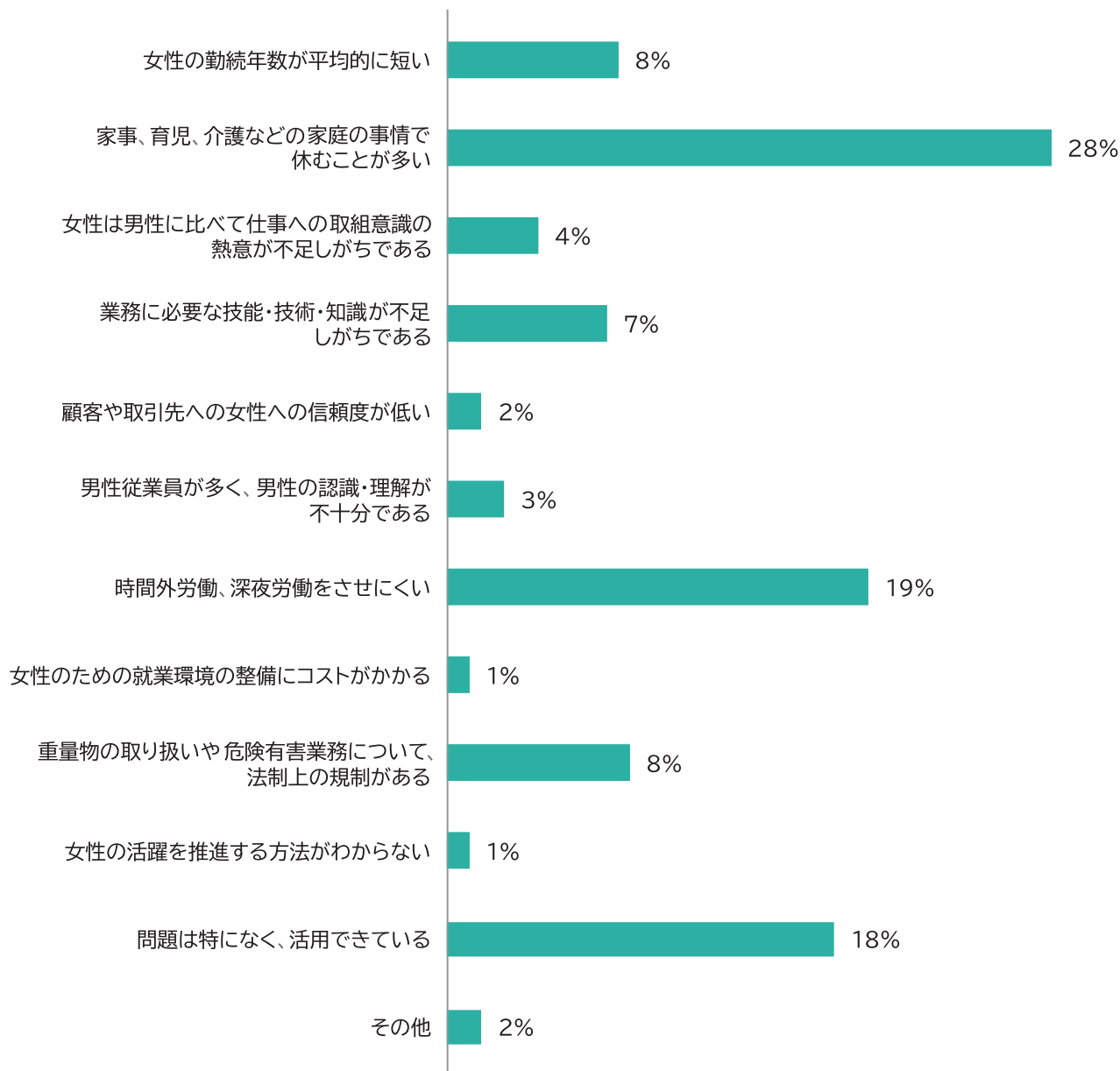
7 女性の管理職の登用を促進するための取組みについて



事業所において、女性の管理職の登用を促進するために取り組んでいることについては、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施して

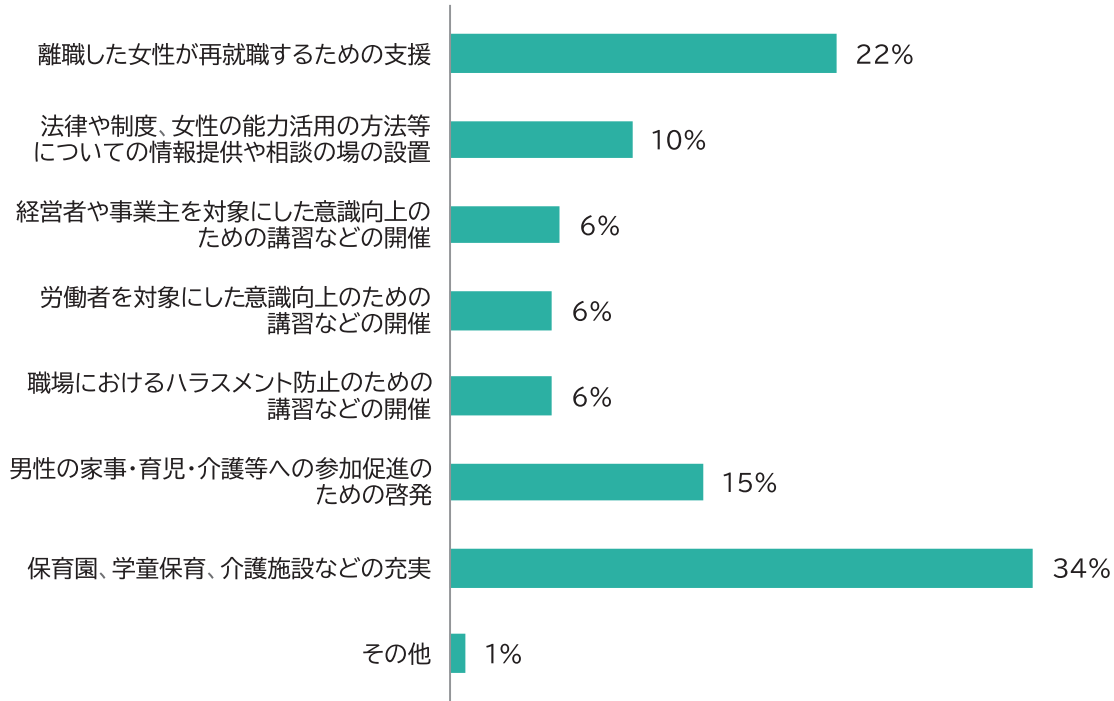
いる」、「性別により評価することがないよう、人事評価基準を明確に定めている」、「仕事と家庭を両立するための制度を充実させている」が全体の約6割を占めています。一方で、「特になし」も約2割を占める結果となっています。

8 女性従業員の活躍を推進する上で課題になることについて



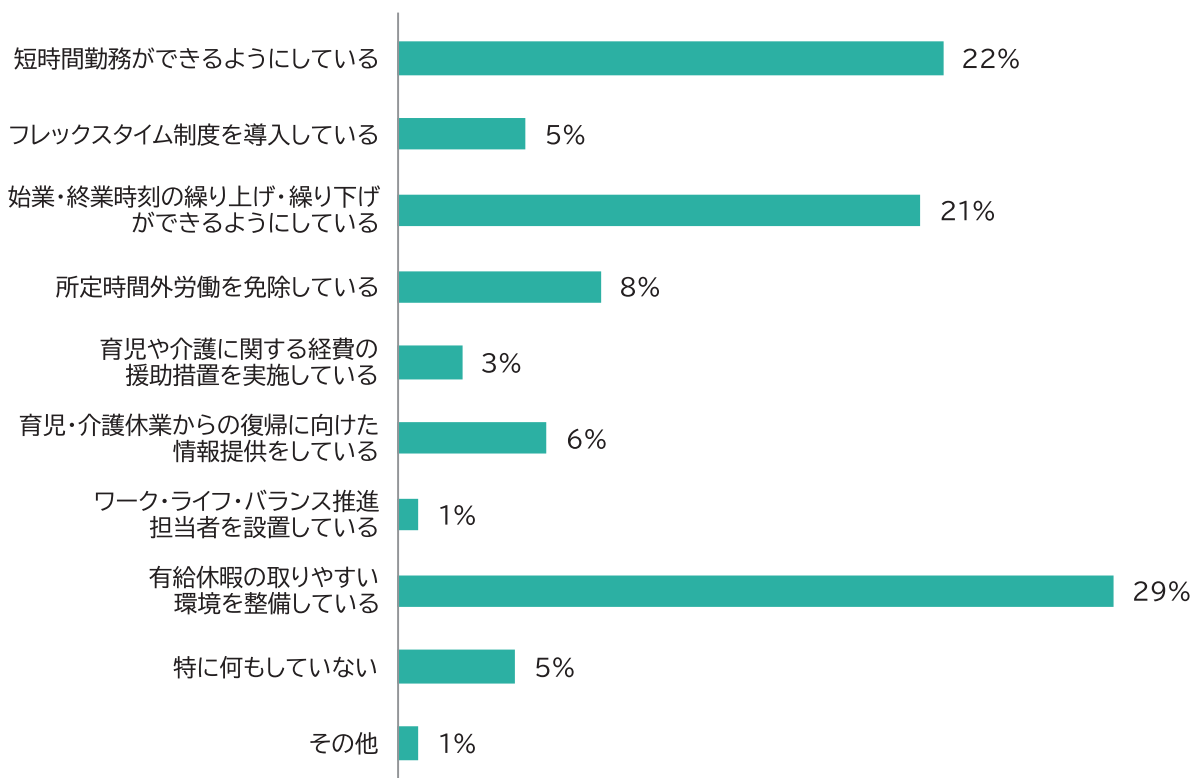
事業所において女性従業員の活躍を推進する上で課題となることとして、一番多く挙げられたのは「家事、育児、介護などの家庭の事情で休むことが多い」で28%となっています。次いで、「時間外労働、深夜労働をさせにくい」が19%、「問題は特になし、活用できている」が18%となっています。

9 女性従業員の活用を図るために、今後栃木市に対して望むこと



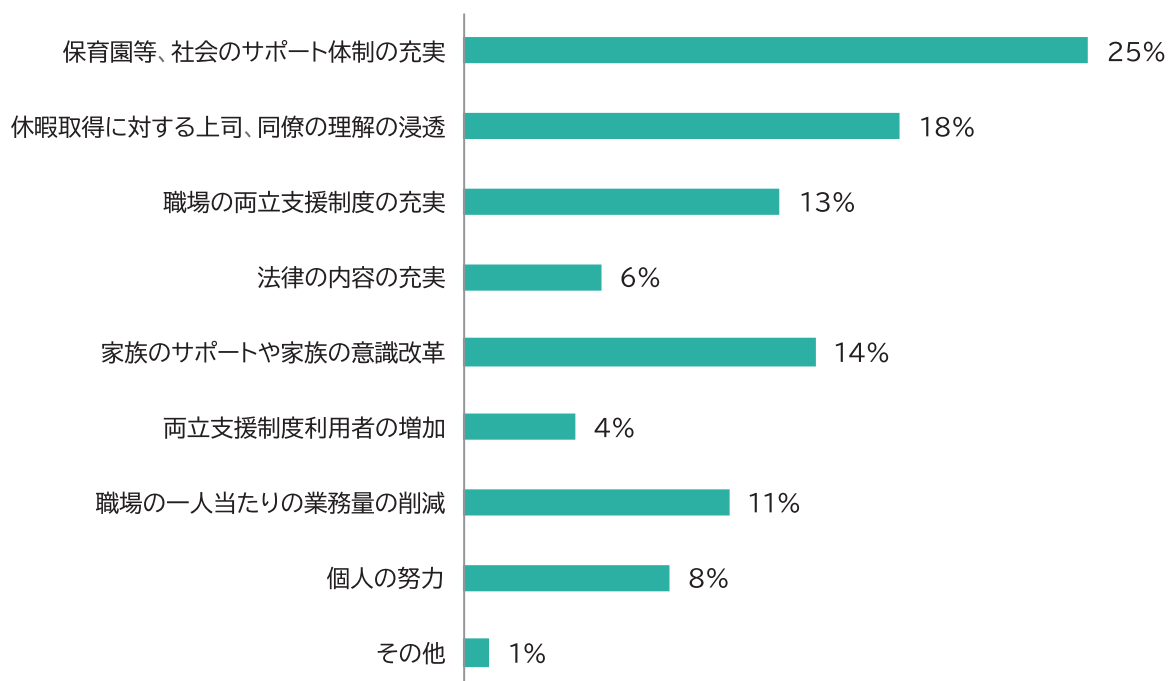
女性従業員の活用を図るために今後栃木市に対して望むこととして、最も多かったのは「保育園、学童保育、介護施設などの充実」で34%となっています。次いで、「離職した女性が再就職するための支援」で22%、「男性の家事・育児・介護等への参加促進のための啓発」が15%、「法律や制度、女性の能力活用の方法等についての情報提供や相談の場の設置」が10%となっています。

10 従業員のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組みについて



従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組みとして、「有給休暇の取りやすい環境を整備している」が29%、「短時間勤務ができるようにしている」が22%、「始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げができるようにしている」が21%と多くを占めています。

11 従業員のワーク・ライフ・バランスを推進するため必要なこと



従業員のワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととして多く回答されたのは、「保育園等、社会のサポート体制の充実」で25%となっています。次いで、「休暇取得に対する上司、同僚の理解の浸透」が18%、「家族のサポートや家族の意識改革」が14%、「職場の両立支援制度の充実」が13%、「職場の一人当たりの業務量の削減」が11%と続いています。

4 第2期計画における目標値の進捗状況

「とちぎ市男女共同参画プラン（第2期計画）」では、3つの基本目標において目標値を設定し、施策に取り組んできました。第2期計画の達成状況は、基本目標2の施策の方向については、5つの項目において目標を達成いたしました。一方、基本目標1と基本目標3の施策の方向については、目標の達成には至っていません。第2期計画の達成状況を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

施策の方向 項目		基準値 H28年度(2016)	現状 R3年度(2021)	目標値 R4年度(2022)
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり				
1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識を肯定する人の割合 ※	4.2%	3.0%	2.5%
	男女共同参画出前講座参加者数（累計）	92人	154人	500人
2	学校教育の場で「平等になっている」と思う人の割合 ※	50.5%	53.1%	60.0%
	家庭教育オピニオンリーダー会員等数	74人	54人	80人
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり (ワーク・ライフ・バランスの推進)				
1	各種審議会等委員に占める女性の割合	31.6%(H29.4.1)	36.1%(R3.4.1)	35.0%
	自治会長に占める女性の割合	3.0%(H29.4.1)	3.2%	4.0%
2	合同就職面接会・説明会の女性参加率	49.0%	未開催	55.0%
	「とちぎ女性活躍応援団」登録事業所・団体数	17件	106件	70件
	女性の認定農業者数	28人	36人	34人
	農業家族経営協定の締結数	379戸	413戸	391戸
3	ファミリー・サポート・センター利用件数	2,514件	1,596件	2,900件
	学童保育利用者数（学童保育待機児童数）	1,946人	2,144人 (8人)	2,100人
基本目標3 安心して暮らすことができる社会づくり				
1	子宮がん検診受診率	18.8%	21.8%	50.0%
	乳がん検診受診率	21.8%	16.8%	50.0%
2	平手で打つことを暴力として認識する人の割合 ※	74.4%	80.9%	100.0%
	大声で怒鳴ることを暴力として認識する人の割合 ※	57.2%	65.7%	100.0%
	自分が受けた暴力行為について、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合 ※	40.3%	53.2%	0%
3	地域見守り事業協力事業者・団体数	55件	69件	75件

※は市が実施する市民意識調査による。

第3章 計画の基本的な考え方

1 栃木市の将来像と基本理念

(1) 栃木市の将来像

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するものです。そのために、栃木市男女共同参画推進条例第3条に定める6つの基本理念を基に、市民、事業者及び教育関係者と市が一体となって計画を推進するため、栃木市の将来像を定めます。

誰もが生き生きと暮らし、豊かで活力ある男女共同参画社会

(2) 男女共同参画を進めるための6つの基本理念

①男女の人権の尊重

子どもから高齢者まで、すべての男女が個人として尊重され、性別によって差別されることなく、個人としての個性と能力を発揮できる機会が保障されること。

②固定的な性別役割分担意識の解消

性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、男女が社会における活動を自由に選択できるようにすること。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定等あらゆる分野に参画する機会が確保されること。

④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援のもと、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動、仕事や地域活動を円滑に行うことができるようにすること。

⑤男女の性についての理解と生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境のもとに、安全な妊娠及び出産ができるようにすることや生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

⑥国際社会の動向を踏まえた取組

国際社会における取組を十分理解し、動向に留意し、協調ある取組を進めること。

2 基本目標と施策の方向性

本計画では基本理念の実現のため、以下の3点を基本目標の柱として総合的に推進していきます。

【基本目標1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

すべての市民が男女共同参画や人権について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消するとともに、一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、多様な性のあり方を認めあえる意識づくりを推進します。

- (1) 男女共同参画社会への理解促進
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【基本目標2】 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

男女共同参画社会を実現するために、政策や方針決定過程に男女が対等な立場でともに参画し、多様な視点が反映される場づくりを推進します。

また、男女が家事・育児・介護等について助け合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できるよう支援します。

特に、男性の家庭や地域への参画を可能とするための環境づくりや子育て支援を推進し、働く女性のさらなる活躍推進を図ります。

- (1) 地域・社会における男女共同参画の推進
- (2) 働く場における男女共同参画の推進
 - 【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】

【基本目標3】 安心して生き生きと暮らすことができる社会づくり

生涯にわたる一人ひとりに応じた健康づくりや、生きがいづくりに取り組みます。

また、暴力は、重大な人権侵害であるという認識に立ち、暴力の発生を防ぐ環境づくりに取り組みます。

さらに、年齢、障がいの有無などにかかわらず、男女一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、生活環境の向上や自立支援に取り組みます。

- (1) 人生100年時代のための健康や生きがいづくりの推進
- (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護
 - 【栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画】
- (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

3 計画の体系図



第3章・計画の基本的な考え方

第4章 施策の展開

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向 1 男女共同参画社会への理解促進

誰もが多様性を認め合い、お互いに支え合うことのできる社会を実現するために、SDGs 5番目の目標であるジェンダー平等を達成することが重要となります。

国では、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、性別による固定的役割分担に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組んでいます。

固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっているものもあり、多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向け、見直しを行っていく必要があります。

このようなことから、固定的性別役割分担意識・固定観念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をするため、あらゆる機会を活用して、男女共同参画の必要性を認識してもらうよう、継続して意識啓発に取り組んでいきます。

また、性の多様性への理解について、さらなる普及啓発を図ります。

取組施策（1） 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

No.	事業	事業の内容	担当課
1	男女共同参画に関する情報の提供、啓発活動の実施	男女共同参画について、広報紙やホームページ等による啓発を実施します。	人権・男女共同参画課
2	パネル展示、街頭啓発の実施	男女共同参画週間におけるパネル展示、街頭啓発を開催します。	人権・男女共同参画課

3	小中学生の標語の募集	小中学校児童生徒を対象とした、男女共同参画の標語を募集し、啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
4	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報収集・提供	男女共同参画に関する国際的な情報提供と、普及啓発を推進します。	人権・男女共同参画課

取組施策（２） 人権に配慮した男女共同参画の推進

No,	事業	事業の内容	担当課
5	人権意識啓発の推進	人権問題、女性問題の正しい理解を図るため、学習機会の提供・講師派遣等の支援の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 地域政策課 各地域づくり推進課
6	人権問題、女性問題に関する広報・啓発活動の充実	人権問題、女性問題に関する広報紙やホームページ等による啓発活動の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
7	性の多様性に関する意識の普及啓発	人権教育・人権啓発活動を通して、性の多様性に関する意識の普及啓発に努めます。	人権・男女共同参画課 学校教育課
新 8	LGBTQ等性的マイノリティへの理解を深める啓発	LGBTQ等性的マイノリティに関する正しい理解を深めるための啓発や情報の提供を行います。	人権・男女共同参画課

取組施策（3） 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

No,	事業	事業の内容	担当課
9	意識改革の推進	アンコンシャス・バイアスについて、広報紙、ホームページ等を活用し、理解推進を図ります。	人権・男女共同参画課
10	学習機会の提供	アンコンシャス・バイアスについて、市民等の理解を深めるため、研修会を開催します。また、県等の主催する講演会等の情報を提供し、参加支援します。	人権・男女共同参画課
11	アンコンシャス・バイアスを排除した情報発信	市からの情報発信において、アンコンシャス・バイアスを排除した表現、内容を目指します。	人権・男女共同参画課 (全 課)

【このプランにおける、アンコンシャス・バイアスとは、性別による固定的役割分担に関する、無意識の思い込みのことです。】

取組施策（4） ジェンダー平等への取組

No,	事業	事業の内容	担当課
新 12	SDGsへの取組の推進	SDGsの目標であるジェンダー平等の実現に向けた取組を推進します。	人権・男女共同参画課 総合政策課
13	ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の充実	広報紙やホームページ等により、ジェンダー平等を啓発します。	人権・男女共同参画課

【ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別のことです。】

施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、実践していくことが重要です。そのために、大きな役割を果たすのが、教育や学習です。

男女共同参画や性の尊重に関する意識は、幼少期から発達段階や年齢にあわせて育成していく必要があります。

子どもたちが性差にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、可能性を広げ、社会生活を送ることができるよう、長期的な視点で自らの人生設計を行い、主体的に選択する力を育むための教育・学習の充実を図ります。

また、大人になってからも生涯学習として男女共同参画についての理解を深めるための学習をしていくことが大切であり、男女共同参画についてあらゆる世代が学ぶことができるような学習機会を提供します。

取組施策（1） 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

No,	事業	事業の内容	担当課
14	家庭教育支援に関する講座の充実	家庭教育の意識の高揚を図るため、家庭教育講演会の開催等、親として必要な知識、技術、態度などの学習の場を提供します。	生涯学習課
15	家庭教育関係リーダーの育成	地域の子育てを支援するために、県教育委員会主催の家庭教育オピニオンリーダー研修会等に受講者を推薦します。	生涯学習課
		修了生による「オピニオンリーダー会」等の活動を支援します。	生涯学習課 地域政策課 各地域づくり推進課
16	家庭教育支援に関する相談体制の充実	非行や不登校等、青少年問題相談を実施します。	生涯学習課

取組施策（２） 学校等における性の尊重や男女平等教育の推進

No,	事業	事業の内容	担当課
17	人権教育の充実	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力等、人権意識を高める人権学習の充実を図ります。	学校教育課
18	性教育に関する指導	性に対する正しい理解を深める指導の充実を図ります。 外部講師を招いて性教育講演会等を開催します。	学校教育課 保健給食課
19	小・中学校における性（生）教育に関する啓発	小・中学生の性（生）に関する授業協力・講話を実施します。	健康増進課
		児童生徒・教職員及び保護者への正しい知識を得るための啓発活動を実施します。	学校教育課 保健給食課
20	教諭、養護教諭等によるカウンセリングの充実	児童生徒の心身の健全な成長・発達に向けて教育相談、保健室等での個別カウンセリングを実施します。	学校教育課 保健給食課
21	保育園等の職員研修の充実	保育園等の職員研修で男女平等問題について取り上げ、一貫性を持った男女平等教育を推進します。	保育課
22	男女平等の観点でのキャリア教育の充実	学校教育全体を通じて、子どもの発達段階に応じた一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進をします。	学校教育課

取組施策（3） 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

No,	事業	事業の内容	担当課
23	研修会の開催	男女共同参画について、市民等の理解を深めるため、研修会を開催します。	人権・男女共同参画課
24	県等の主催する講演会等の情報提供	男女共同参画について、理解を深めるため、県等の主催する講演会等の情報を提供し、参加支援します。	人権・男女共同参画課
25	キャリアデザイン講座の開催	児童・生徒等のためのキャリアデザイン講座を実施します。	人権・男女共同参画課
新 26	理工系分野における女性の活躍推進	女子小・中・高校生が理工系の進路にも興味・関心を持ち、進路選択の幅が広がるよう理解促進の場を設けます。	人権・男女共同参画課 学校教育課

基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

施策の方向 1 地域・社会における男女共同参画の推進

日常生活に深い関わりを持つ市の施策や方針決定の場において、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。また、政策や方針決定過程などへの女性の参画は、持続可能な社会づくりのためには重要な課題です。そのため、女性の立場からの意見や価値観が反映されるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけるとともに、女性自身が意欲と能力を高められるよう、女性のエンパワーメントを促進します。

個性と能力を発揮し、生きがいを感じながらさまざまな地域・社会活動に参画するためには、地域に残っている固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直すことが必要と考えられることから、地域・社会活動への参画に向けた人材の育成・発掘・活用の支援を推進します。

また、男女共同参画の視点を生かして避難所の運営等が行われるよう、平常時から県と情報交換を行うとともに、防災分野における意思決定過程への女性の参画拡大に努めます。

【エンパワーメントとは、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。】

取組施策（1） 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

No.	事業	事業の内容	担当課
27	各種審議会等への女性委員の登用の促進	庁内各課に、女性の登用状況調査を実施し、女性登用の推進に向けて働きかけを実施します。	人権・男女共同参画課
28	市職員への意識啓発	市職員の意識啓発研修会の開催を実施します。	総務人事課 人権・男女共同参画課
29	管理、監督的立場への女性登用の促進	管理職への女性職員の登用、自己申告書等による希望調査に基づく若手職員・女性職員の登用を促進します。	総務人事課
30	自治会等の地域活動団体役員への女性登用の促進	自治会、PTA、育成会等の地域活動団体役員への女性登用の促進のための広報・啓発をします。	人権・男女共同参画課

取組施策（２） 地域における男女共同参画の促進

No,	事業	事業の内容	担当課
31	市民活動等への男女の参画を促進するための啓発	幅広い年齢層の男女の意見が反映されるよう、テーマ別広聴やまちづくり懇談会への参加の働きかけを実施します。	広報課
32	多様な参画を可能にする地域づくり	多文化共生社会の実現を目指し、外国人との交流を促進します。	総合政策課 学校教育課
33	市民活動推進センターの充実	市民活動を推進するための相談や情報の収集と提供、団体の交流促進、講座の開催を充実します。	地域政策課
34	男女共同参画に関する活動団体への支援と連携	男女共同参画を推進する活動グループや団体の支援と連携を推進します。	人権・男女共同参画課
35	社会教育関係団体の支援と連携	市民が地域の社会づくりに参画、自主的に活動できるような社会教育関係団体の支援と連携を推進します。	生涯学習課
36	地域での自主的な学習会等の支援	社会活動を行っているグループへの支援をします。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 地域政策課 各地域づくり推進課
37	男女共同参画地域推進員と連携	男女共同参画地域推進員との連携による各種啓発事業を推進します。	人権・男女共同参画課

取組施策（3） 防災分野における男女共同参画の推進

No,	事業	事業の内容	担当課
38	防災における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点からの防災講座の開催を推進します。	人権・男女共同参画課
39	自主防災組織への支援の推進	男女共同参画の視点を踏まえながら、自主防災組織（自治会等）設立の支援を推進します。	危機管理課
新 40	男女共同参画の視点を生かした避難所の運営	男女共同参画の視点からの避難所づくりについて、研修会を開催するなど、誰もが避難しやすい避難所の運営体制を整えます。	危機管理課 教育総務課 人権・男女共同参画課
新 41	女性分団への支援の推進	大規模災害時の情報収集や平時の広報活動などに従事する栃木市消防団女性分団の活動を支援し、女性消防団員の活躍推進に取り組めます。	消防総務課

施策の方向 2 働く場における男女共同参画の推進 【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】

男女を問わず、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方を選択することができ、かつ、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保され、安心して生活ができるような支援が必要です。

平成 27 年に「女性活躍推進法」が成立し、国や地方公共団体、民間事業主へ女性の採用、登用、能力開発などを配慮した事業主行動計画の策定が義務付けられました。

女性の登用を促進し、自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分発揮できるよう、就業相談体制の充実や仕事と家庭の両立支援、職業教育の充実を図ります。

また、セクシャル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントのない職場の実現に向けて、地域や企業・事業者を意識啓発を行います。

取組施策（1） 男女共に働きやすい環境の整備

No.	事業	事業の内容	担当課
42	男女共同参画に積極的に取り組む事業所等の取組促進	仕事と家庭の両立支援のための職場環境づくりに積極的に取り組む事業所等の紹介及び取組を促進します。	子育て支援課 商工振興課
43	働く場における労働環境向上のための啓発	労働者の福利厚生制度等の充実を推進します。	商工振興課
44	働く場におけるハラスメント防止対策の推進	男女ともに働きやすい環境を推進するため、ハラスメント防止対策についての周知・啓発を実施します。	商工振興課 総務人事課
45	起業のための支援	空き店舗活用支援やビジネスプランコンテスト等による支援を実施します。	商工振興課
46	就業・再就職に関する支援	窓口やホームページで求人情報の提供を実施します。 また、求職者のための巡回相談会等を開催します。	商工振興課

No,	事業	事業の内容	担当課
47	長時間労働の是正、休暇取得促進の啓発	関係機関と連携して「労働時間適正化」キャンペーン等の労働時間短縮についてや、有給休暇の取得促進のための啓発を実施します。	商工振興課

取組施策（２） 働く場における女性の活躍推進の支援

No,	事業	事業の内容	担当課
48	働く女性を応援する各種講座等の開催	勤労者福祉施設等における就職や再就職に役立つ講座、家庭生活との両立支援のための講座を開催します。	商工振興課
49	女性の起業に関する支援	ビジネスプランコンテスト開催による女性創業者支援をします。	商工振興課
50	女性の職業能力向上のための研修会等への参加促進	企業経営や企業研修会、セミナー等の情報提供を実施します。	商工振興課
51	女性活躍推進に積極的に取り組む事業所の支援	「女性活躍推進法」で努力義務とされている一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、情報提供、助言等の支援を行います。 また、女性活躍推進に取り組む認定・表彰事業所の好事例を紹介します。	商工振興課
52	働く場における男女格差解消の促進	女性従業員のキャリアアップに取り組む事業所を紹介する「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」募集の周知、紹介をします。	商工振興課
53	農業経営における男女共同参画意識の啓発	農業経営の方針や一人ひとりの役割分担、就業条件などについて家族みんなで話し合い、仕事と生活のバランスをはかる「家族経営協定」の締結を推進します。 認定農業者の認定に際しては、家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認め合い、経営に参画し活躍できるよう、県と連携して共同申請の働きかけを推進します。	農業委員会 農業振興課
54	女性農業者の育成と女性農業団体活動の活動支援	地域農業の担い手や農業経営者として、地域社会の維持・活性化に貢献する女性農業者や農村女性組織を育成・支援します。	農業振興課

施策の方向 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】

本市では、各種福祉分野の計画に基づき、さまざまな社会的サービスの充実を図っており、今後も、男女ともに家庭における育児や介護などの負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスを促進できるような環境の整備、充実に努めます。

また、家庭での固定的な性別役割分担意識を解消し、男性が家事・育児・介護等に主体的に参画できるようにするための、意識啓発を行うとともに、技術を習得するための学習機会の提供を図ります。

取組施策（1） 多様な働き方や暮らし方が選択できる環境の整備

No.	事業	事業の内容	担当課
55	男性の家事・育児・介護等への参画の促進	男女が共に協力して、家事、育児、介護の分担を促すため、各種講座を開催します。	人権・男女共同参画課 地域政策課 各地域づくり推進課
56	特定事業主行動計画の推進	栃木市職員笑顔の子育て&女性活躍サポートプランに掲げた取組の推進及び実施状況の公表をします。 (出産休暇及び育児休業の取得率、年次有給休暇の取得日数等)	総務人事課
57	仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)のための支援	「ワーク・ライフ・バランス」研修会の開催や「仕事と家庭の両立セミナー」等の講演会の情報提供を実施します。	商工振興課
58	育児、介護休業制度等の普及・啓発	仕事と家庭を両立することができるよう、育児・介護休業制度の普及促進のための周知や先進事例等の紹介等を実施します。	商工振興課
		「次世代育成支援対策推進法」の周知を実施します。	保育課
59	多様な働き方を可能とする就業条件整備等の啓発	多様な就職条件の整備を推進するため事業主を対象とする労働教育講座等についての情報提供を実施します。 また、企業等において柔軟な働き方ができるようテレワーク推進の啓発に努めます。	商工振興課 人権・男女共同参画課

取組施策（２） 子育てに対する社会的支援の充実

No,	事業	事業の内容	担当課
60	地域子育て支援センター等の充実	地域の子育て家庭に対する育児支援を実施します。 また、ファミリー・サポート・センターの活用を推進します。	子育て支援課
61	各種保育サービスの充実	多様化する保育ニーズに応えるため、民間保育園等と連携し、各種保育サービスの充実を図ります。	保育課
62	子育てに関する相談の充実	家庭児童相談、子育て相談等を実施します。	子育て支援課
		保健師、管理栄養士、助産師、歯科衛生士、保育士による子育て相談を実施します。	健康増進課
63	妊娠・出産・子育てに関する教室の開催	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供や沐浴等育児体験、情報交換を行い、安心して子育てができるような教室を開催します。	健康増進課
64	児童館、児童センターの充実	地域の子どもが誰でも気軽に楽しく遊べる場の提供と、各種事業を実施します。	子育て支援課
65	学童保育事業の推進	児童の健全育成を図るため、昼間保護者のいない家庭の小学生を対象にした学童保育の推進をします。	子育て支援課

基本目標3 安心して生き生きと暮らすことができる社会づくり

施策の方向 1 人生100年時代のための健康や生きがいづくりの推進

人生100年時代が目前となる中で、若い年代から健康に関心を持ち、ライフステージに応じた健康診査やがん検診を受け、心身の健康を保持・増進し生き生きと暮らしていけるよう、女性の健康を含め、健康づくりに取り組む必要があります。そのために、生涯にわたり健康で自立した生活をするための健康に関する学習機会や情報提供に努めるとともに、市民が利用しやすい健康増進のための事業を実施し、健康づくりを推進します。

また、生涯にわたって生き生きと充実した生活を送り、活躍ができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

取組施策（1） ライフステージに応じた健康づくりへの支援

No.	事業	事業の内容	担当課
66	各種健診等の充実	各種健診等の充実を図ります。	健康増進課 保険年金課
67	生涯にわたる健康づくりの支援	生活習慣病予防対策として、各種教室や講座及び健康・栄養相談等を実施します。 こころの健康づくりのための相談や普及啓発を実施します。	健康増進課
68	がん患者の支援	がん患者の治療に伴う外見の悩みに対応する医療用ウィッグや乳房補整具の購入費用を助成します。 終末期の若年がん患者が在宅で療養生活を送る際のサービス利用料等を助成します。	健康増進課
69	不妊治療費の助成	不妊治療を受けている夫婦に保険適用外治療費の一部を助成します。	保険年金課
70	妊産婦の健康管理の充実	妊産婦健康診査の助成や妊産婦歯科健康診査を実施します。 妊産婦の医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。	健康増進課 保険年金課
71	母性保護に関する啓発活動の充実	思いやり駐車スペースつぎつぎ事業の妊産婦への周知の充実を図ります。 働きながら子どもを育てる母親へ育児休業等に関するパンフレットを配布します。	健康増進課

72	女性特有の疾病に対する予防対策の推進	HPVワクチン接種を促進します。 乳がん・子宮がん検診、骨粗しょう症検診の実施を推進します。 ブレストアウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の普及啓発活動を実施します。	健康増進課
----	--------------------	--	-------

取組施策（２） 生涯にわたる生きがいづくりへの支援や学習機会の提供

No.	事業	事業の内容	担当課
73	市民の健康増進の啓発等の実施	市民の健康増進のための健康まつり等を開催します。 健康づくりの意識啓発、各種相談・指導を実施します。	健康増進課
74	生涯スポーツの振興	小・中学生の健全育成と体力向上を目指した少年スポーツの振興を図ります。 中高年の健康で活力に満ちた生活支援のための中高年スポーツの振興を図ります。 ニュースポーツの指導、普及に必要な知識や技術取得のための研修会を開催します。	スポーツ課
75	生きがいと健康づくりの推進	地域ごとに自主的に組織された老人クラブの活動を支援します。 高齢者や地域住民の交流の場である老人福祉センターの充実を図ります。	高齢介護課
76	高齢者の健康保持や生きがいづくりの支援	高齢者の健康保持と介護予防の推進や、生きがいづくりの支援を推進します。	地域包括ケア推進課
77	就業機会の提供の推進	高齢者の就業機会を支援します。	高齢介護課
新 78	人生100年時代のための生きがいづくりの推進	人生100年時代に対応するための健康や生きがいづくりのため、ライフステージに応じた内容の講座の実施を推進します。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 地域政策課 各地域づくり推進課

施策の方向 2 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護 【栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画】

人間として生まれながらに持っている権利を守っていけるように、人権侵害や暴力の発生を防ぐための啓発活動を推進します。

配偶者等からの暴力（DV）の被害者は多くが女性であり、固定的な性別役割分担意識や女性の経済的自立の困難さ等から女性が軽視され、家庭内の暴力を容認しがちな社会風潮がその背景にあります。そのため、「DV防止法」の周知を図り、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、被害者への理解を深めるための意識啓発を推進します。

取組みとしては、被害者が被害を訴える場を拡充し、問題の解決に向けた確かな対応を取れるよう相談体制の充実を図ります。さらに、DV被害者が加害者から逃れ、新たな生活を始めるにあたり、被害者の特殊な事情に配慮し、生活を再建するための制度の活用や弾力的な運用に努めます。

また、同時に、被害者の心のケアや、同伴する子どもの安全と養育支援について、関係各課と連携を図りながら、継続した相談及び情報提供を行い、被害者が自信と尊厳を取り戻せるように、被害者の救済や自立に向けた支援を強化します。

取組施策（1） 配偶者等に対する暴力を許さない意識の啓発

No,	事業	事業の内容	担当課
79	配偶者等からの暴力防止のための啓発活動の充実	配偶者等からの暴力防止講演会等の開催や広報紙・ホームページ等により相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画課
80	児童虐待防止のための啓発活動の充実	要保護児童対策地域協議会を主体とした児童虐待防止講演会等の開催や広報紙・ホームページ等による情報提供の充実を図ります。	子育て支援課

取組施策（２） 相談支援体制の充実と安全の確保

No,	事業	事業の内容	担当課
81	DV相談窓口の充実	相談窓口について関係機関が連携し、助言や引継ぎを行い、問題解決への支援を実施します。	総合政策課 市民生活課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 健康増進課 子育て支援課
		母子・父子自立支援員兼婦人相談員の資質の向上のための研修会等への参加を支援します。	子育て支援課
82	被害者等の安全確保	被害者等の緊急時における安全確保を図るため、一時保護施設などへの保護を実施します。 母子・父子自立支援員兼婦人相談員による婦人保護施設への同行・助言を行います。	子育て支援課

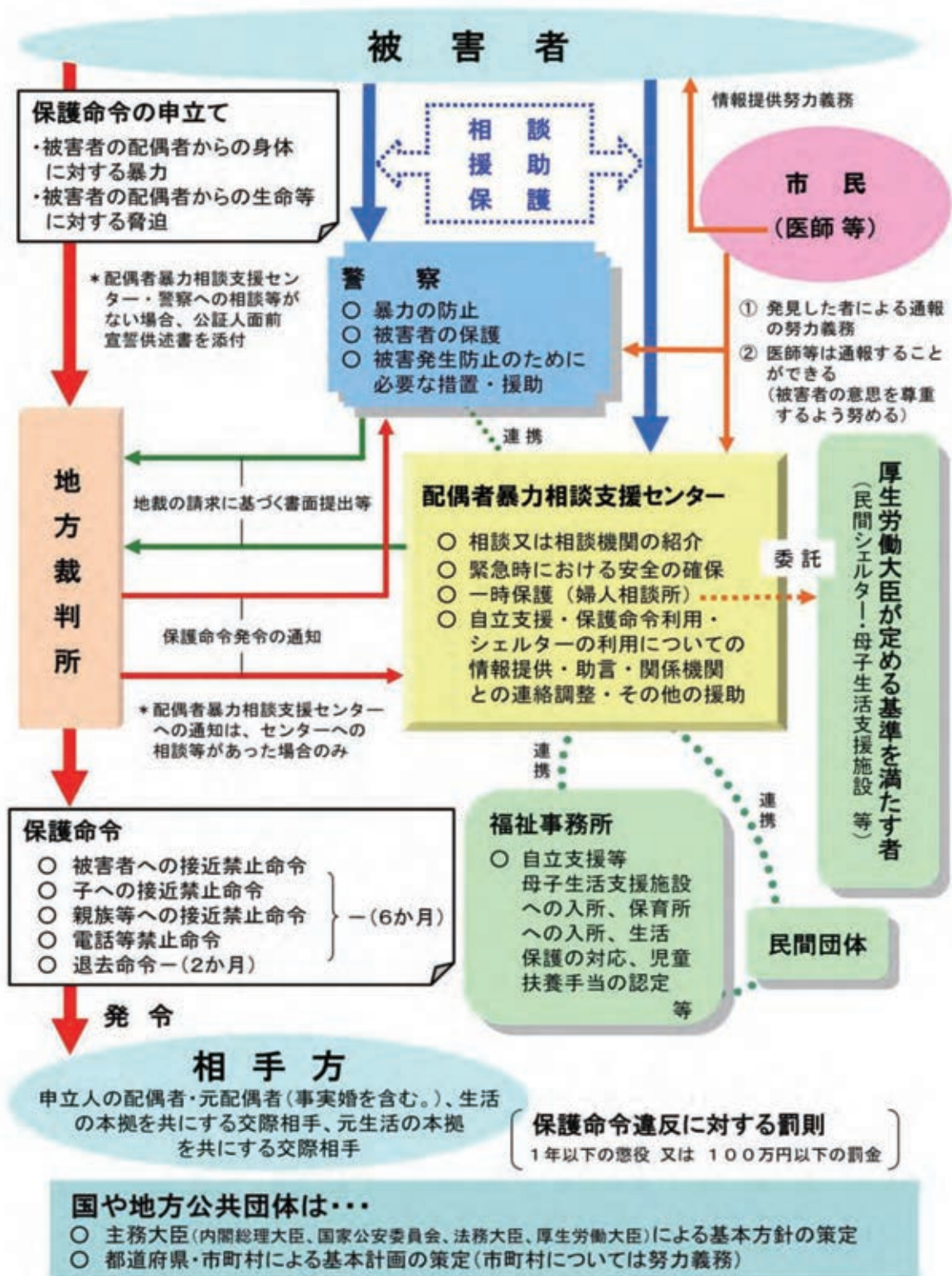
取組施策（３） 被害者の自立支援

No,	事業	事業の内容	担当課
83	自立に向けた就労・日常生活・各種手続き等の情報の提供	被害者の状況に応じた生活保護制度や児童扶養手当などの各種手当の情報を提供します。	福祉総務課 子育て支援課
84	子どもの就学等に対する支援	小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園への就学等について配慮します。	学校教育課 保育課 子育て支援課
85	住宅の確保	市営住宅の優先入居措置を実施します。	建築住宅課

取組施策（４） DV対策の推進体制の強化

No,	事業	事業の内容	担当課
86	配偶者暴力相談支援センターの設置	身近な相談窓口の設置、基本情報の提供、緊急時における安全の確保、地域生活における関係機関との連絡調整、継続的な自立支援を実施します。	子育て支援課
87	関係機関との連携	警察、医療機関、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、民生委員・児童委員、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て世代包括支援センター、障がい児者相談支援センター、地域包括支援センター等関係機関との連携をします。	子育て支援課 福祉総務課 学校教育課 保育課 健康増進課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課
		母子・父子自立支援員兼婦人相談員による一時保護施設への同行・助言をします。	子育て支援課

《 配偶者暴力防止法の概要（チャート） 》



資料：内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要を参考に作成

施策の方向 3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

今後も、介護が必要な高齢者の数は増加することが予測されており、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく社会全体で支えていく仕組みが必要となります。

高齢者、障がい者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、生活環境の向上や自立支援に取り組むとともに介護をする側への支援を充実します。

本市では、「栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「栃木市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、さまざまなサービスの充実を図っています。

ひとり親家庭等で支援を必要とする方の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活上困ったこと、悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、ひとり親家庭や高齢者、障がい者など、生活上の困難に置かれた方への支援の充実を図ります。

取組施策（1） 支援を必要とする方への支援の充実

No,	事業	事業の内容	担当課
88	相談体制の充実	母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談体制の充実を図ります。 また、多機関の協働により、複合化・複雑化した課題に対応できる相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 地域包括ケア推進課
89	ひとり親家庭に対する就労の支援	母子・父子自立支援員兼婦人相談員による就業支援サービスの活用を図ります。 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金を支給します。 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課
90	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当の支給や医療費の助成を実施し、制度周知を図ります。	子育て支援課 保険年金課
91	生活困窮者自立支援の充実	子どもに対する学習支援、就労や家計に関する相談を実施します。	福祉総務課

取組施策（２） 介護・福祉の社会的支援の充実

No,	事業	事業の内容	担当課
92	介護予防・自立支援事業の充実	要支援者等に対し、介護予防及び自立した生活を送るための生活支援サービスの充実を図ります。	地域包括ケア推進課
93	介護保険制度の充実	介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で尊厳を保持し、有する能力に応じた日常生活を安心して営むことができるよう介護サービスの提供を支援します。	高齢介護課
94	介護に関する自主的な交流活動の推進	介護予防や介護に関する自主的な交流活動団体の支援や情報提供を実施します。	地域包括ケア推進課
95	障がい者（児）支援事業の充実	障がい者（児）を取り巻く環境の問題や生活、育成上の問題等についての相談業務を実施します。 また、社会的自立のための障がい施設等での福祉サービス利用支援と就職支援のための関係機関との連携の充実を図ります。	障がい福祉課 商工振興課

第5章 計画の推進

1 総合的な推進体制の充実

本計画は、行政だけでなく市民や事業者等の理解と協力のもと、一体となって施策や事業の推進に取り組んでいきます。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野の広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、全庁的に行政課題として取り組むことが必要となります。

このため、人権・男女共同参画課を事務局として、男女共同参画の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に実施します。

男女共同参画社会の実現のためには、市民、事業者等と行政の協働による計画の推進が基本となります。

計画の推進にあたっては、「男女共同参画審議会」等と連携しながら計画を推進します。

男女共同参画の推進は、本市のみならず、近隣市町村、県、国も主要な課題として取り組んでいます。また、法律や制度などは、国や県の施策に負うものも多くあります。

このため、国や県、近隣市町村や関係機関とのネットワークの強化に努め、広く男女共同参画に関する情報収集を行い、講演会やセミナー、研修会、啓発事業を協力して行う体制づくりに努めます。

(1) 市の推進体制の整備と充実

- ① 男女共同参画の施策を効果的に進めるための庁内推進体制の充実を図ります。
- ② 職員の男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画検討部会研修会等を開催します。

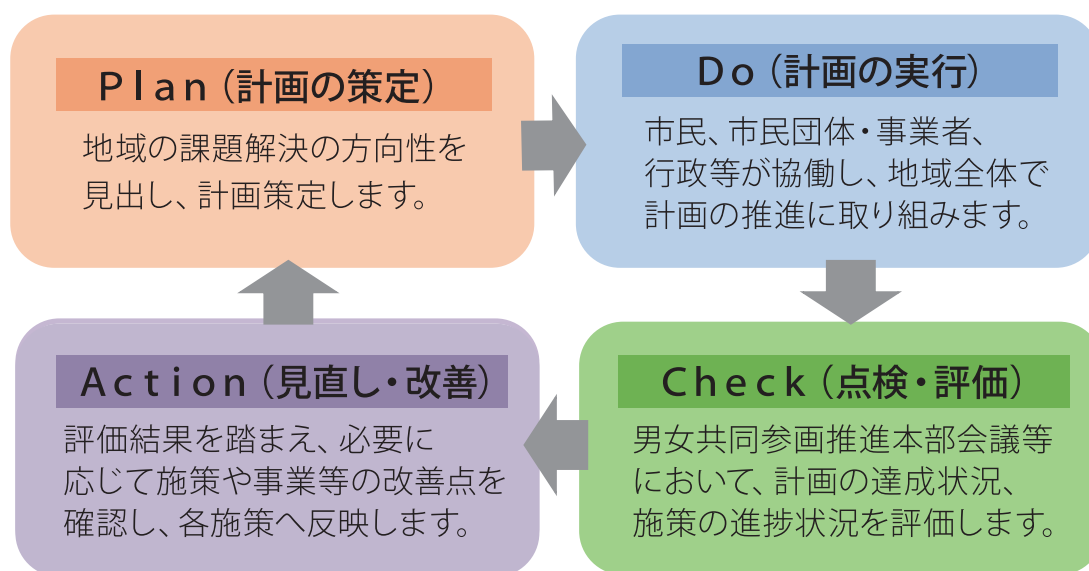
(2) プランの適正な進行管理

- ① 本計画の施策進捗状況の評価を実施します。
- ② 男女共同参画審議会への報告及び意見聴取を実施します。
- ③ 年次報告を作成、公表します。

2 とちぎ市男女共同参画プラン（第3期計画）の推進

本計画の着実な推進を図るため、「男女共同参画推進本部会議」、「男女共同参画推進本部幹事会」、「男女共同参画推進本部検討部会」、「男女共同参画審議会」において進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行う一連の流れのことであり、本計画に位置付けた施策の進捗状況を管理し、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。



3 目標指標の設定

男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します。

【基本目標1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

目 標 指 標	令和3年度	令和9年度	令和3年度の男女比較	
	(現状値)	(目標値)	男性	女性
社会全体の中で男女が平等だと思う人の割合【市民アンケート調査より】	15.8%	20%	21.5%	10.6%
「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識を肯定する人の割合【市民アンケート調査より】	3.0%	1%	4.6%	1.6%
とちぎ市男女共生大学参加者数	82人	180人	6人	76人
家庭教育学級受講者数	1,327人	2,500人	230人	1,097人

【基本目標2】 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

目 標 指 標	令和3年度	令和9年度	令和3年度の男女比較	
	(現状値)	(目標値)	男性	女性
各種審議会等委員に占める女性の割合	36.1%	40%	—	—
市職員管理職への女性の登用率(消防・上下水道を除く)	15.5%	18%	—	—
「とちぎ女性活躍応援団」(栃木県事業)における延べ登録事業所・団体数	106件	170件	—	—
子育て応援企業登録事業者数	77件	90件	—	—
蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト受賞者による新規創業者延べ数に占める女性の割合	25%	40%	75%	25%
農業家族経営協定の締結数	413戸	440戸	—	—
市男性職員の育児休業取得率	23.1%	30%	—	—
学童保育・保育所の待機児童数	8人	0人	—	—

【基本目標3】 安心して生き生きと暮らすことができる社会づくり

目 標 指 標		令和3年度	令和9年度	令和3年度の男女比較	
		(現状値)	(目標値)	男性	女性
がん検診 受診率	乳がん	25.6%	50%	—	—
	子宮頸がん	31.4%	50%	—	—
	肺がん ※	22.3%	50%	41.7%	58.3%
特定健診受診率 ※		27.3%	54%	45.3% (R2)	54.7% (R2)
後期高齢者健康診査受診率 ※		21.6%	35%	46.3% (R2)	53.7% (R2)
配偶者等から受けた暴力についてどこ(だれ)に相談してよいのか分からなかった人の割合 【市民アンケート調査より】		8.1%	5%	9.5%	7.8%
要介護・要支援新規申請時の平均年齢		81.3歳	82.5歳	44%	56%

※ 肺がん検診受診率、特定健診受診率、後期高齢者健康診査受診率のうち、令和3年度の男女比較については、受診した中での男女の割合

資料編

1 栃木市男女共同参画推進条例

平成23年3月25日
条例第4号

本市は、恵まれた自然、先人の築いてきた歴史と文化を受け継ぎながら、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等の理念に基づき、国際的取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けてさまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、性別による偏見や固定的な役割分担意識に基づく社会慣行等は依然として残っており、男女共同参画の推進を妨げる要因となっています。

こうした現状を踏まえ、誰もが生き生きと暮らし、豊かで活力ある栃木市をつくるためには、男女が互いにその人格を尊重しつつ、あらゆる分野において共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していく必要があります。

このような認識に立ち、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、個人の尊重と男女平等を基礎とした豊かで活力ある栃木市のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が

確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に居住し、通勤若しくは通学し、又は市内で活動するすべての個人をいう。

(4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる法人その他の団体及び個人をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の心身に不快感、苦痛等を与え、相手方の生活環境を害し、又はその相手方に不利益を与える行為をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者から振られる身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他男女の人權が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、男女が社会における活動を自由に選択できるようにすること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭以外の社会における活動を円滑に行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠及び出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組を十分理解し、動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働し、及び連携し、率先して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女が職場及び家庭における活動を男女平等の条件の下に両立できるよう就労環境の整備に配慮し、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育を行うに当たって

は、基本理念にのっとり、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第20条に規定する栃木市男女共同参画審議会に諮問し、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう努めるものとする。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ計画的に取り組むための体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第10条 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策への配慮)

第11条 市は、すべての施策において、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、啓発活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動との連携及び支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を行う市民、事業者及び教育関係者との

連携を図るとともに、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、調査研究に努めるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び市が実施した男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(意見等への対応)

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、男女共同参画の施策に対する意見等及び男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談について、市長に申出をすることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、他の機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

4 前3項に掲げる行為について、市は、関係機関と連携し、その防止のための対策を講ずるものとする。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画審議会)

第20条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施に関し必要な事項を審議するため、栃木市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、20人以内の委員をもって組織し、男女のいずれか一方の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 栃木市男女共同参画審議会規則

平成23年4月1日

規則第16号

最終改正 平成25年3月1日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市男女共同参画推進条例（平成23年栃木市条例第4号）第20条第7項の規定に基づき、栃木市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれ

を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、生活環境部人権・男女共同参画課において処理する。

(平25規則8・一部改正)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

栃木市男女共同参画審議会委員名簿

令和5(2023)年3月現在

No.	区分	氏名	所属	備考
1	学識経験者	石井 大一朗	宇都宮大学	会長
2	〃	黒岩 幹枝	栃木県南健康福祉センター	
3	教 育	石川 幸子	栃木市校長会	
4	〃	佐山 浩昭	栃木市 PTA連合会	
5	自 治 会	村上 幹夫	栃木市自治会連合会	
6	商 工 業	國保 能克	栃木商工会議所	
7	農 業	富田 ヤイ子	栃木市農村生活研究グループ協議会	
8	福 祉	上岡 裕美子	栃木市民生委員児童委員協議会連合会	
9	労働団体	坂本 英彦	連合栃木下都賀地域協議会	
10	女性団体	相川 美名子	栃木市女性団体連絡協議会	副会長
11	青年団体	早乙女 飛鳥	栃木青年会議所	
12	人 権	奈良部 俊次	栃木人権擁護委員協議会第一部会	
13	公 募	大竹 教子	公募委員	
14	〃	山本 キミ子	公募委員	
15	〃	中野 康子	公募委員	

(順不同、敬称略、所属等は委員委嘱時のもの)

3 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号
最終改正 平成11年12月22日 法律第160号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参

画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の

社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じな

ければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国

際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（平一一法一〇二・全改）

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（平一一法一〇二・全改）

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（平一一法一〇二・全改）

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

（平一一法一〇二・全改）

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日におい

て次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律
第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号
最終改正 令和元年6月26日 法律第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又は

これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称）

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、

基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談

支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定める

ところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命

又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）^{しゅう}、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の

規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受け

た後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談

支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列

記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、そ

の職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合に

おける新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日 法律第64号
最終改正 令和元年6月5日 法律第24号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更そ

の他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める

女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣

は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚

生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

る。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基

- 準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に對

し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、

勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する

実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、

関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活

躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二條線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同條第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三條線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安

定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定する

もののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条ま

で及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定
平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等

に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日 法律第28号
最終改正 令和3年6月16日 法律第67号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(令三法六七・一部改正)

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮

して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令三法六七・一部改正)

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(令三法六七・旧第五条線下・一部改正)

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令三法六七・旧第六条線下・一部改正)

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行う

ものとする。

(令三法六七・旧第七条線下・一部改正)

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(令三法六七・旧第八条線下・一部改正)

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・旧第九条線下・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

とちぎ市男女共同参画プラン(第3期計画)

発行年月 令和5(2023)年3月
発行 栃木市生活環境部人権・男女共同参画課
〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号
TEL:0282-21-2162
FAX:0282-21-2692
URL:<http://www.city.tochigi.lg.jp/>